

平成29年度東大和市教育委員会の
権限に属する事務の管理執行状
況の点検及び評価（平成28年度
分）報告書

平成29年11月
東大和市教育委員会

目 次

第1章 教育委員会の点検及び評価について

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 点検及び評価の目的 | 1 |
| 2 | 点検及び評価の内容 | 1 |

第2章 東大和市教育委員会の運営状況について

- | | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 教育委員会の開催状況 | 2 |
| 2 | 教育委員会議等の審議状況 | 2 |
| 3 | 教育委員会議以外の教育委員の活動状況 | 6 |
| 4 | その他 | 7 |

第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成28年度主要施策の点検及び評価について

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成 | 8 |
| 2 | 基本方針2「豊かな個性」と「創造力」の伸長 | 17 |
| 3 | 基本方針3「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実 | 32 |
| 4 | 基本方針4「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進 | 46 |

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

58

第1章 教育委員会の点検及び評価について

1 点検及び評価の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成20年4月1日から一部改正され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

これにより、東大和市教育委員会では、本市における教育の基本方針に基づく平成28年度の主要施策や事務事業について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を次のとおりまとめました。

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検及び評価の内容

（1）点検及び評価の対象

- ① 平成28年度東大和市教育委員会の運営状況について
- ② 平成28年度東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・事務事業について

（2）点検及び評価の方法

- ① 点検及び評価は、前年度の教育委員会の運営状況・主要施策等の取組状況（実績）を明らかにするとともに、成果及び課題の方向性を示し、毎年度1回実施します。
- ② 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取します。
ア 定員 3人（内2人は市民公募）
イ 任期 3年
- ③ 点検及び評価結果を取りまとめた報告書を市議会へ提出するとともに、公表します。

（3）実績等の表示

施策の取組状況（実績）については、必要に応じて数値で表すとともに、経年の変化がわかるように参考として平成27年度の数値を〔 〕で表しました。

第2章 東大和市教育委員会の運営状況について

東大和市教育委員会の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）第2条の規定に基づき東大和市教育委員会に提出し、審議しました。

1 教育委員会の開催状況

教育委員会については、原則として毎月1回教育委員会定例会を開催し、議案の審議を行いました。

また、教育委員会定例会の他に、教育委員懇談会を開催しました。

- (1) 教育委員会定例会……12回[12回]、教育委員会臨時会…0回[0回]
- (2) 教育委員懇談会定例会…8回[6回]、教育委員懇談会臨時会…0回[0回]

2 教育委員会議等の審議状況

- (1) 教育委員会議（合計で41件[41件]）について審議しました。）

【内容区分】

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針……………3件[2件]
- ② 委員会規則等の制定・改廃……………11件[11件]
- ③ 委員会・学校・教育機関の職員の人事……………2件[1件]
- ④ 教育予算・議会の議決を経るべき議決の意見の申出……………8件[4件]
- ⑤ 教育財産の取得・公用廃止……………0件[0件]
- ⑥ 教科書の採択……………1件[1件]
- ⑦ 学校給食の計画・基本方針……………2件[3件]
- ⑧ 法令又は条例に基づく附属機関の委員等の委嘱・解嘱……………11件[16件]
- ⑨ 法令又は委員会規則等に基づくもの……………3件[3件]

○第4回定例会（平成28年4月22日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第5号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第6号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第23号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について(承認)	⑧
第24号議案	東大和市社会教育委員の委嘱について(承認)	⑧
第25号議案	東大和市立郷土博物館協議会委員の委嘱について(承認)	⑧
第26号議案	平成28年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について(承認)	⑨
第27号議案	東大和市立図書館協議会委員の任命について(承認)	⑧

○第5回定例会（平成28年5月25日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第28号議案	東大和市立公民館運営審議会委員の解職について（承認）	⑧
第29号議案	東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について（承認）	⑧

○第6回定例会（平成28年6月24日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第7号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	④
第8号報告	平成28年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について（承認）	⑨
第30号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について（承認）	⑧

○第7回定例会（平成28年7月22日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第31号議案	平成29年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について（承認）	⑥
第32号議案	東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について（承認）	④
第33号議案	東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について（承認）	④
第34号議案	東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について（承認）	④

○第8回定例会（平成28年8月26日）

付議事件 なし

○第9回定例会（平成28年9月30日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第9号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	④
第35号議案	東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則（可決）	②

○第10回定例会（平成28年10月28日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第36号議案	平成28年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成27年度分）報告書（案）について（承認）	⑨

○第11回定例会（平成28年11月24日）

付議事件 なし

○第12回定例会（平成28年12月22日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第10号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	④
第37号議案	平成29年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について（承認）	①

○第1回定例会（平成29年1月27日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第1号議案	平成29年度東大和市学校給食事業計画及び平成29年度東大和市学校給食会計予算について（諮問）（承認）	⑦

○第2回定例会（平成29年2月22日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第1号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	③
第2号議案	東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（可決）	②
第3号議案	東大和市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（可決）	②
第4号議案	東大和市学校給食センター処務規則（可決）	②
第5号議案	平成29年度東大和市学校給食事業計画及び平成29年度東大和市学校給食会計予算について（答申）（承認）	⑦
第6号議案	東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画（案）について（承認）	①
第7号議案	東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（可決）	②

○第3回定例会（平成29年3月24日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第2号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	④
第3号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	④
第8号議案	東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について（承認）	③
第9号議案	東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程（可決）	②
第10号議案	東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程（可決）	②
第11号議案	第二次東大和市特別支援教育推進計画（案）について（承認）	①
第12号議案	東大和市立学校医の委嘱について（承認）	⑧

第 13 号議案	東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則（可決）	②
第 14 号議案	東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則（可決）	②
第 15 号議案	東大和市教育委員会都費負担臨時職員の雇用等に関する要綱の一部を改正する訓令（可決）	②
第 16 号議案	東大和市立学校産業医の委嘱について（承認）	⑧
第 17 号議案	第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（案）について（可決）	②

(2) 教育委員懇談会（合計で20件[20件]について協議しました。）

○第2回定例会（平成28年4月8日）

協議項目	1 各部報告について
------	------------

○第3回定例会（平成28年5月11日）

協議項目	1 東大和市立小・中学校におけるむし歯り患率について
------	----------------------------

○第4回定例会（平成28年7月1日）

協議項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成28年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成27年度分）報告書（案）について 2 東大和市学校教育振興基本計画（平成27年度の振り返り）について 3 東大和市教育委員会委員と東大和市公立学校 PTA 連合協議会との懇談会について
------	---

○第5回定例会（平成28年7月22日）

協議項目	1 第1回総合教育会議の内容について
------	--------------------

○第6回定例会（平成28年8月5日）

協議項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 放課後子ども対策について 2 いじめ防止について 3 総合教育会議について
------	---

○第7回定例会（平成28年10月7日）

協議項目	1 平成29年度東大和市教育委員会の教育目標・基本方針及び主要施策の改定について 2 理科特別授業の実施について 3 学力の調査結果について 4 英語の教科化について 5 プログラミング教育について
------	---

○第1回定例会（平成29年1月6日）

協議項目	1 教育委員会だよりについて 2 平成28年度東京都「学力向上を図るための調査」結果について
------	---

○第2回定例会（平成29年2月7日）

協議項目	1 東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアルの改訂について 2 平成28年度小・中学校卒業式告辞(案)について 3 コミュニティ・スクールの設置について 4 平成28年度第8回中学生「東京駅伝」大会競技結果について
------	--

3 教育委員会議以外の教育委員の活動状況

教育委員は、教育委員会議等への出席以外に、平成28年度は学校訪問、各種行事等に延べ142回〔145回〕参加しました。

- (1) 東大和市総合教育会議 2回〔2回〕
- (2) 東京都市町村教育委員会連合会 9回〔10回〕
 - ① 東京都市町村教育委員会連合会定期総会 1回〔1回〕
 - ② 東京都市町村教育委員会連合会理事会 3回〔3回〕
 - ③ 東京都市町村教育委員会連合会研修会 5回〔5回〕
 - ④ 東京都市町村教育委員会連合会会計監査0回〔1回〕
*平成28年度は監査委員ではないため
- (3) 関東甲信越静市町村教育委員会連合会 1回〔1回〕
 - ① 総会及び研修会 1回〔1回〕
- (4) 学校訪問 38回〔37回〕
 - ① 授業公開 15回〔15回〕
 - ② 道徳授業地区公開講座 15回〔15回〕
 - ③ 教育委員学校訪問 8回〔7回〕
- (5) 学校各種行事・儀式 68回〔71回〕
 - ① 入学式・卒業式・運動会 45回〔45回〕
 - ② 展覧会・学芸会・展示会 6回〔9回〕
 - ③ 合唱コンクール 5回〔5回〕
 - ④ 連合書初め展 1回〔1回〕

- ⑤ 連合音楽会 1回[1回]
 - ⑥ 学習発表会 8回[8回]
 - ⑦ 周年行事 2回[2回]
- (6) 教育委員会等各種行事 24回[25回]
- ① 文化協会総会・文化協会の祭典 2回[2回]
 - ② 体育協会評議委員会 1回[1回]
 - ③ 第46回市民文化祭開会式・閉会式 2回[2回]
 - ④ スポーツレクリエーションフェスティバル 1回[1回]
 - ⑤ 第63回成人式 1回[1回]
 - ⑥ 全国青少年健全育成強調月間及び東大和市あいさつふれあい月間駅頭キャンペーン 1回[1回]
 - ⑦ 公民館まつり 4回[5回]
 - ⑧ 第51回ロードレース大会 1回[1回]
 - ⑨ PTA連合協議会総会、懇談会、講演会 3回[3回]
 - ⑩ 消防出初式 1回[1回]
 - ⑪ 第47回市民体育大会（スポーツ大会）の各競技団体が行う開会式・閉会式等 2回[2回]
 - ⑫ 第46回ふれあい市民運動会 1回[1回]
 - ⑬ 教育の日やまと 1回[1回]
 - ⑭ 東大和市小学校教育研究会 1回[1回]
 - ⑮ 東大和市中学校教育研究会 1回[1回]
 - ⑯ 第27回多摩湖駅伝大会 1回[1回]

4 その他

- ① 東大和市学校教育振興基本計画の配布
 - 小中学校 42部[43部]
 - その他教育関係機関等 26部[4部]
- ② 東大和市の教育の発行
 - 発行部数 300部[300部]
- ③ 教育委員会だよりの発行
 - 発行回数 4回 《4、7、11、1月》[4回]
 - 発行部数 7,550部[7,550部] (1回の発行部数)

第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成28年度主要施策の点検及び評価について

「平成28年度東大和市教育委員会主要施策」とは、東大和市教育委員会の「基本方針」及び「東大和市学校教育振興基本計画」施策の方向性に基づき、東大和市教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

全ての市民が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を行う。

(1) 【人権教育の推進】(※【 】で付した見出しは本報告書用の見出しです。)

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、性同一性障害者、その他の人権問題やインターネットによる人権侵害などの課題について、学校教育や社会教育等を通して、人権教育を効果的に進める。

(2) 【いじめ問題への対応】

いじめ防止対策推進法に基づき、「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに、いじめ根絶に向けて児童・生徒理解に努める。

- ① 関係機関と連携し毅然とした態度で万全の対応を期す。
- ② 学校におけるいじめの未然防止、早期発見のために、年間3回のアンケートを実施し組織での対応を推進するとともに、学校いじめ防止対策基本方針に基づいた取組を支援する。
- ③ 各学校におけるいじめ防止等の取組について意見交換を行う委員会の設置を検討する。
- ④ 市民・保護者に対しては、引き続き「いじめ防止のためのシンポジウム」や市民・保護者参加型の「連合生徒会会議」を開催し、いじめ根絶に向けた学校・家庭・地域での行動連携を充実させる。

(3) 【体罰の根絶】

体罰による人権侵害を決して許さず、だれもがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出す指導を充実する。その際、各学校が作成した「体罰防止プラン」等を活用

し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

- ① 体罰防止研修会を実施し、体罰の根絶を目指す。
- ② 東京都教育委員会が実施する体罰調査を活用し、組織として体罰を決して許さない学校体制を構築する。

(4) 【不登校等への対策】

不登校、いじめ、暴力行為など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、教育センターの活用、学校への訪問指導・巡回相談等により、教育相談機能の充実を図る。

- ① スクールカウンセラーによる小学校第5学年・中学校第1学年の児童・生徒に対して、全員面接を実施する。
- ② スクールカウンセラーに相談しやすい環境を整え、問題行動の未然防止及び早期対応に努める。
- ③ 不登校児童・生徒に対しては、学校やサポートルームと情報共有するとともに、スクールソーシャルワーカーを活用して関係機関との連携を図り、児童・生徒とその家庭への支援のための取組を継続・充実させる。

(5) 【青少年の健全育成】

青少年の健全育成を図るため、学校と東大和警察署との連絡会や青少年問題協議会、青少年対策地区委員会、PTA、民生委員・児童委員、主任児童委員、市青少年健全育成所管課などの関係機関等との連携に努める。

(6) 【学校、家庭、関係機関の連携の強化】

学校での生活指導上の課題に対応するため、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒の支援を早期に行う体制の整備に努める。

(7) 【社会への貢献】

社会体験や自然体験などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を推進する。

- ① 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに成長できるように支援する。
- ② あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、文化活動を学校・家庭・地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。
- ③ セーフティ教室やインターネット・携帯電話等の使用に関わる情報モラル教育等、非行防止や犯罪から身を守る教育を通して、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

■主要施策

(1) 人権教育の推進

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、性同一性障害者、その他の人権問題やインターネットによる人権侵害などの課題について、学校教育や社会教育等を通して、人権教育を効果的に進める。

■施策の取組状況

① 人権教育推進委員会の開催

人権教育推進委員会（担当校長2人、各校主幹・教諭15人）を開催し、本市における地域・学校の実態に即した人権教育推進上の課題や学校教育における具体的な方策を検討した。

<実績等> 年間3回[4回]

② 各学校における「人権教育の全体計画及び年間指導計画」の作成

市内全小・中学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の実態に即して校務運営組織を整え、組織的・計画的に人権教育を推進した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

③ 「人権教育プログラム」（学校編）の活用

各学校訪問時に東京都教育委員会発行「人権教育プログラム」（学校編）を活用して教職員の人権感覚を啓発した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

①②③ 人権教育に関する研修会を一層充実させ、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解する中で、組織的・計画的に学校全体の人権教育を進める。

(指導室)

(2) いじめ問題への対応

いじめ防止対策推進法に基づき、「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに、いじめ根絶に向けて児童・生徒理解に努める。

① 関係機関と連携し毅然とした態度で万全の対応を期す。

② 学校におけるいじめの未然防止、早期発見のために、年間3回のアンケートを実施し組織での対応を推進するとともに、学校いじめ防止対策基本方針に基づいた取組を支援する。

③ 各学校におけるいじめ防止等の取組について意見交換を行う委員会の設置を検討する。

④ 市民・保護者に対しては、引き続き「いじめ防止のためのシンポジウム」や市民・保護者参加型の「連合生徒会会議」を開催し、いじめ根絶に向けた学校・家庭・地域での行動連携を充実させる。

■施策の取組状況

① 市内全小・中学校に「学校いじめ対策委員会」を設置

各学校では「学校いじめ防止等のための基本方針」に基づき、教職員がいじめを
発見した場合には、管理職や生活指導主任等で組織する「学校いじめ対策委員会」
に速やかに報告し、対応を検討するなど、学校が組織として取り組んだ。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

② いじめ電話相談の開設

市内在住、在学の児童・生徒やその保護者を対象として、いじめに関する相談を
受け付ける「いじめ電話相談」を指導室に開設した。

<実績等> 相談件数 年間8件 [3件]

③ いじめに関する調査の実施

東京都教育委員会が実施する年3回のふれあい月間に合わせて、いじめに関する
調査を児童・生徒、保護者を対象に実施し、早期発見・早期対応に努めた。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

④ いじめの未然防止のための授業の実施

各学校では、「学校いじめ防止等のための基本方針」の年間計画に基づき、いじ
めの未然防止のための授業を年3回以上実施した。道徳や特別活動などを通じて
「命の大切さ」や「いじめは決して許されるものではない」ことを学ぶ機会を設け、
指導を進めた。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

⑤ いじめ防止のためのシンポジウムの開催

社会全体でいじめを許さない環境を作り上げるために、いじめの未然防止、早期
発見・早期対応のために学校・家庭・地域社会・関係機関が連携して取り組むべき
ことを確認するために、いじめ防止のためのシンポジウムを開催した。

<実績等> 日時：平成28年8月27日（土）午後2時～午後4時

第一部 テーマ「中学校と小学校の連携・協力によるいじめ防止の
ための取組」

- ・中学生による小学校と連携したいじめ防止のための取組
- ・市民との意見交換

第二部 全体会

- ・各中学校分科会で協議した内容について発表
- ・小学生による感想等の発表
- ・参加した市民・保護者からの感想発表

場所 東大和市立中央公民館ホール

参加人数 230人 [138人]

(指導室)

■今後の取組の方向性

①～⑤ いじめの未然防止の観点から、シンポジウムを開催したり、いじめの早期発
見・早期対応の観点から、いじめアンケート調査を各校で実施するなどして、その問題
解決のための対応を組織的に推進する。

また、日頃の授業や児童会・生徒会活動を通して、いじめの問題を自分たちの問題とし
て児童・生徒に考えさせ、いじめの根絶を目指す。

(指導室)

(3) 体罰の根絶

体罰による人権侵害を決して許さず、だれもがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出す指導を充実する。その際、各学校が作成した「体罰防止プラン」等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

- ① 体罰防止研修会を実施し、体罰の根絶を目指す。
- ② 東京都教育委員会が実施する体罰調査を活用し、組織として体罰を決して許さない学校体制を構築する。

■施策の取組状況

- ① 各学校における体罰防止研修会の実施

東京都教育委員会が設定する体罰防止月間において、市内全小・中学校は、全教職員を対象とした研修会を実施した。また年間を通じて職員会議等の中で、事例を通して体罰防止についての指導を管理職が実施した。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

- ② 各学校における体罰防止プランの作成

市内全小・中学校において体罰防止プランを作成し、児童・生徒が将来への希望をもち、望ましい行動について自らが考え、行動できるように、引き続き教職員間で信頼関係に基づく指導の在り方やよりよい指導法についての理解を深め、指導を行った。

<実績等> 小学校10校 [10校] 中学校5校 [5校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①② 各学校における体罰防止研修を継続的に実施し、児童・生徒との信頼関係に基づく指導の徹底を図る。

(指導室)

(4) 不登校等への対策

不登校、いじめ、暴力行為など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、教育センターの活用、学校への訪問指導・巡回相談等により、教育相談機能の充実を図る。

- ① スクールカウンセラーによる小学校第5学年・中学校第1学年の児童・生徒に対して、全員面接を実施する。
- ② スクールカウンセラーに相談しやすい環境を整え、問題行動の未然防止及び早期対応に努める。
- ③ 不登校児童・生徒に対しては、学校やサポートルームと情報共有するとともに、スクールソーシャルワーカーを活用して関係機関との連携を図り、児童・生徒とその家庭への支援のための取組を継続・充実させる。

■施策の取組状況

- ① 市内全小・中学校にスクールカウンセラーを配置

市内全小学校10校 [10校] と市内全中学校5校 [5校] にスクールカウンセ

ラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び学校内の教育相談等の充実を図った。

<実績等> 小学校10校[10校]、中学校5校[5校]

- ② さわやか教育相談室及びサポートルーム（適応指導教室）、訪問相談の連携
さわやか教育相談室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行った。

また、教育センター連絡会を開催し、連携を図った。

<実績等> サポートルーム連絡会 年間3回 [3回]

- ③ スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会の実施
スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会を開催し、市内のスクールカウンセラー、教育相談室相談員、訪問相談員、子ども家庭支援センター職員等が一堂に会して、市内の教育相談に関する現状と課題について理解を深めた。

<実績等> 年間2回 [2回]

- ④ 不登校対策研究推進チームの設置
教育委員会内に、不登校対策研究推進チームを設置し、不登校対策研修を実施した。また、各機関との連携を行うとともに、各校の欠席対応について分析を実施した。

<実績等> 不登校児童・生徒数 90人 [78人]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①～③ 教育相談体制をより一層充実するため、スクールカウンセラーの活用を図るとともに、関係機関との連携を強化する。
④ 全小・中学校を不登校対策研究協力校に指定し、教育委員会不登校対策研究推進チームを中心に不登校児童・生徒の減少のために、欠席受付方法の工夫等を実施し、不登校児童・生徒の一層の減少を目指す。

(指導室)

(5) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、学校と東大和警察署との連絡会や青少年問題協議会、青少年対策地区委員会、PTA、民生委員・児童委員、主任児童委員、市青少年健全育成所管課などの関係機関等との連携に努める。

■施策の取組状況

- ① セーフティ教室の全校実施
セーフティ教室を市内小・中学校全校で実施し、児童・生徒の健全育成の充実を図り、保護者・地域住民の参加のもと、非行防止・犯罪被害防止教育を推進した。
<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

- ② 東大和市公立学校健全育成会議の実施
東大和市立小・中学校に在籍する児童・生徒の健全育成に関する問題の発生防止、発生後の対応等について、学校教育関係者等の連携を図るため、東大和市公立学校健全育成会議を開催した。

<実績等> 年間2回 [2回]

- ③ 学校と東大和警察署連絡会の実施
学校と警察署が相互に協力し、連携を密にして児童・生徒の非行防止、健全育成

を図るため、学校と東大和警察署連絡会を開催した。

<実績等> 年間1回 [1回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 携帯電話、インターネットによる児童・生徒の被害防止を図るため、セーフティ教室における情報モラル教育の一層の充実を図る。
- ② 東大和市公立学校健全育成会議における協議内容の一層の充実を図る。
- ③ 東大和警察署とより一層の連携を図り、児童・生徒の非行防止、健全育成に努める。

(指導室)

(6) 学校、家庭、関係機関の連携の強化

学校での生活指導上の課題に対応するため、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒の支援を早期に行う体制の整備に努める。

■施策の取組状況

① スクールソーシャルワーカーの配置

指導室にスクールソーシャルワーカーを1人配置し、問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用して連携したりして、問題の改善及び軽減を図った。

<実績等> 学校訪問、校内委員会への参加

小学校10校[10校]、中学校5校[5校]

(指導室)

② 要保護児童地域対策協議会への参加

要保護児童地域対策協議会代表者会議に出席し、関係機関と連携を図った。また、要保護児童地域対策協議会実務担当者会議に出席し、個別のケースにおいて、具体的な支援策等の話し合い及び連携を行った。

<実績等> 要保護児童地域対策協議会代表者会議出席 2回 [2回]

要保護児童地域対策協議会実務担当者会議出席 4回 [4回]

(学校教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 児童・生徒の生活指導上の課題解決に向け、スクールソーシャルワーカーをさらに活用して、関係機関との連携を強化していく。

(指導室)

- ② 要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関と連携を図る。

(学校教育課)

(7) 社会への貢献

社会体験や自然体験などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を推進する。

- ① 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに成長できるように支援する。

- ② あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、文化活動を学校・家庭・地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。
- ③ セーフティ教室やインターネット・携帯電話等の使用に関わる情報モラル教育等、非行防止や犯罪から身を守る教育を通して、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

■施策の取組状況

① 教育の日やまと「発信！東大和の学校教育」の開催

東大和市の小・中学校の状況、学力向上プロジェクトの取組、学校からの発信（東大和市立第三・第十小学校、東大和市立第五中学校）の発表を行った。

また、沖縄^{ちゅら}美ら島財団水族館事業部魚類チームリーダー 野中正法 博士による講演「沖縄の海から見た環境問題 学校教育への期待」を行った。

<実績等> 開催日 平成28年10月26日（水）
 参加人数延べ 394人 [397人]
 1日 [1日]

② 「道徳授業地区公開講座」の実施

家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、道徳授業地区公開講座を市内小・中学校全校で実施した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]
 参加人数 延べ 教職員 小学校228人、中学校128人
 合計356人[379人]
 保護者 小学校3,787人、中学校791人
 合計4,578人[3,413人]
 地域 小学校70人、中学校38人
 合計108人[125人]
 講師 小学校9人、中学校9人
 合計18人 [27人]

③ 小中学生意見文発表会「目指すべき未来へ 伝えよう 私たちのまち東大和」の実施

2020年オリンピック・パラリンピックの開催に向け、日本の伝統・文化のよさを発信できる児童・生徒を育成するため、また郷土愛を育み、日本人としての誇りを持ち、世界で活躍できる人材を育成するために、小中学生意見文発表会を開催した。

発表会の中では、各校の代表児童・生徒の意見発表のほか、中学生のアメリカン・サマーキャンプ体験報告の発表も行われた。また、高校生からのメッセージと題して都立東大和高等学校陸上競技部部員が全国高等学校総合体育大会出場の報告をインタビュー形式で行った。

<実績等> 開催日 平成28年12月17日（土）
 発表者人数 小学生10人 中学生6人
 アメリカン・サマーキャンプ報告 中学生2人
 東大和高等学校陸上競技部 1人
 来場者人数 約250人

④ 「東大和市あいさつふれあい月間」の実施

大人から子どもたちに、「あいさつ」や「一声」かけることをとおして、地域の大人と子どもたちとの『ふれあいのきずな』を強めていくことを目的として11月に「東大和市あいさつふれあい月間」の取組を実施した。

11月1日に「駅頭キャンペーン」を教育委員（4人）並びに市内中学校生徒会役員（35人）の参加のもとに市内各駅（東大和市駅、玉川上水駅）及び市内スーパーマーケット周辺（2か所）にて行った。

<実績等> しおり配布 600枚 [600枚]

⑤ 情報モラル教室の全校実施

児童・生徒の規範意識や自立心の育成を図るため、インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用の仕方などを学ぶ情報モラル教室を市内小・中学校全校で実施した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

①～③ 教育について共に考える機会として「教育の日やまと」、「道徳授業地区公開講座」「意見文発表会」等を活用し、学校、家庭、地域が協働した取組を一層推進する。

④ 児童・生徒の健全で豊かな心を育成するために、あいさつ運動等の取組を充実させ、地域との連携を一層図る。

⑤ 児童・生徒の規範意識や自立心の育成を図るために、関係機関とも連携しながら、セーフティ教室や情報モラル教室を充実させる。

(指導室)

基本方針 2

「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術が進展する社会にあって、国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう、確かな学力を育み、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進することが求められる。

そのために、子どもたち一人一人の生きる力としての知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するとともに、道徳性、社会性を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養う。

(1) 【学力の向上】

各学校が学力調査の結果等を活用し、児童・生徒の実態に応じた学力向上策を具体的に立案し、実践できるように支援する。

- ① 「東京ベーシックドリル」を活用した指導例を提示するなど、児童・生徒が学年相応の学力を身に付けて進級・進学できるように支援する。
- ② 各学校のホームページや学校だより等に、児童・生徒の学力向上のための取組について広く公開する。
- ③ 引き続き加配教員や外部指導者を活用した習熟の程度に応じた少人数指導を推進するとともに、ティーム・ティーチャーを活用した学力向上策を推進する。
- ④ 各種調査結果を踏まえ学校が作成した「授業改善推進プラン」を基に、教員の指導力の向上を図る具体的取組を推進する。
- ⑤ 家庭との連携を一層深め、児童・生徒の基本的な学力や学習習慣が身に付くよう、「東大和家庭学習の手引き」の具体的な活用方法の提示や、各学校における取組の工夫を紹介するなど、効果的な取組を市内小中学校に広める。
- ⑥ 「やまとつくんとつくん塾」及び補習教室等の成果を踏まえ、放課後や長期休業中の補習学習をさらに推進するとともに、学習支援員を活用し、児童・生徒の学習意欲を高め、基礎学力の定着を図る。

(2) 【才能を伸ばすための多様な教育の充実】

児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学等の異校種間のつながりや学校間の連携を重視した教育を推進する。

- ① 幼保小連携会議及び小中高連携会議を開催し、幼稚園、保育園等と小学校が、市内都立高等学校と小・中学校が交流活動等の取組を通して、円滑な接続を図る。
- ② 市内にある都立高等学校や近隣大学と連携した活動を通して、児童・生徒が自ら学び自ら活動する意欲を向上させ、主体的に自己実現を図る力を育む。
- ③ 「中学生アメリカン・サマーキャンプ」を夏季休業中に実施し、英語によるコミュニケーション力の向上や、多様な文化への理解を図るなど、英語教育充実のための取組を実施する。

(3) 【小中一貫教育の推進】

小学校5年生から中学校1年生の「学力向上」「体力向上」「健全育成」について、指導する項目を示した「東大和共通プログラム」を活用し、市内小中学校で共通した指導の徹底を図る。

- ① 各中学校グループにおいて、小中一貫教育の基本方針及び9年間で目指す子どもの姿を共有し、系統的・継続的な取組を実践し、児童・生徒の学力向上、体力向上、健全育成を図る。
- ② 市内全小・中学校において一斉に学校公開を実施し、保護者・市民の小・中学校の教育活動に対する理解と関心を高めるとともに、学校と保護者・地域が共に児童・生徒の学力向上について考える「教育の日やまと」を開催する。

(4) 【読書教育の推進】

児童・生徒が進んで読書を行う態度を育むため、「第二次東京都子ども読書活動推進計画」及び「東大和市子ども読書活動推進計画」に基づいた読書教育を推進するとともに、環境整備に努める。

- ① 「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化に関わる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。
- ② 学校においては、児童・生徒の本に親しむ態度を育むため、司書教諭を中心に学校図書館指導員と連携して図書室の環境を整えとともに、朝読書や読み聞かせ、書評合戦等の取組を充実させる。
- ③ 市内一斉の読書旬間を実施し、各学年の「お勧めの本」を紹介する展示を行うなど、読書に親しむ機会を増やし、未読率の減少を図る。

(5) 【職場体験学習の充実】

将来の希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じて育む教育を充実させる。

- ① 市商工会と連携を図り、職場体験学習を4日以上実施することを目指す。

(6) 【特色ある教育活動の拡充】

小中一貫教育の推進や小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、郷土博物館の活用等、社会教育機関等と連携を図る。

- ① 一校一取組運動、一斉朝読書、あいさつ運動に中学校グループで取り組むなど、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。
- ② 「東大和市小学生科学展」を開催し、児童が自ら決めたテーマについて深く研究した成果を展示することを通して、理数に対する能力をさらに高める。

(7) 【オリンピック・パラリンピック教育の推進】

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、市内小中学校においては東京都から配布されるオリンピック教育読本を活用するなど、オリンピックの意義や歴史を学んだり、競技について理解を深めたりする、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

(8) 【環境教育の推進】

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、環境や環境問題に対する興味・関心をもち、必要な知識・技能・態度を身に付けさせるために、環境にかかわる学習の機会や場を計画的に設けるよう、工夫して実施する。

(9) 【健康教育の充実】

学校と家庭・地域の連携のもとに、子どもたちの心と体の健康づくりを推進するため、体力向上及び食に関する教育の充実を図る。

- ① 児童・生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、朝食の摂取率の向上を目指す。
- ② 「歯と口の健康週間」等を活用し、学校歯科医と連携して、虫歯罹患率の減少と治癒率の向上を図れるよう学校を支援する。
- ③ 学校と家庭・地域が協力して、子どもの生活習慣の改善を図る取組を推進する。

(10) 【特別支援教育の推進】

東大和市特別支援教育推進計画に基づき、関係機関と連携しながら、校内支援・指導・相談体制の充実に努める。

- ① 各学校では、校内委員会を中心に、支援の必要な児童・生徒の共通理解、支援策や指導方法の検討により、平成28年度に全小学校に導入する特別支援教室に係る校内体制及び特別支援教育の推進体制を整備する。
- ② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実を図る。
- ③ 特別な支援が必要な児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ④ 幼稚園・保育園からの円滑な就学を支援するため、「就学支援シート」を活用するなど、幼稚園・保育園との連携を推進する。
- ⑤ 特別支援学級の指導の充実を図るため、都立特別支援学校等と連携を進める。
- ⑥ 教員が特別支援教育に関する理解を深め、授業及び学校生活における実践力や総合的な指導力を身に付けられるよう、研修を充実する。

(11) 【伝統文化の理解】

郷土に対する愛着や誇りを育み、俳句や百人一首等の日本の伝統・文化に触れる機会の充実を図る。また、世界の多様な文化に対する理解を深め、自国や他国の文化を尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

■主要施策

(1) 学力の向上

各学校が学力調査の結果等を活用し、児童・生徒の実態に応じた学力向上策を具体的に立案し、実践できるように支援する。

- ① 「東京ベーシックドリル」を活用した指導例を提示するなど、児童・生徒が学年相応の学力を身に付けて進級・進学できるように支援する。
- ② 各学校のホームページや学校だより等に、児童・生徒の学力向上のための取組について広く公開する。
- ③ 引き続き加配教員や外部指導者を活用した習熟の程度に応じた少人数指導を推進するとともに、ティーム・ティーチャーを活用した学力向上策を推進する。
- ④ 各種調査結果を踏まえ学校が作成した「授業改善推進プラン」を基に、教員の指導力の向上を図る具体的取組を推進する。
- ⑤ 家庭との連携を一層深め、児童・生徒の基本的な学力や学習習慣が身に付くよう、「東大和家庭学習の手引き」の具体的な活用方法の提示や、各学校における取組の工夫を紹介するなど、効果的な取組を市内小中学校に広める。
- ⑥ 「やまとつくんとつくん塾」及び補習教室等の成果を踏まえ、放課後や長期休業中の補習学習をさらに推進するとともに、学習支援員を活用し、児童・生徒の学習意欲を高め、基礎学力の定着を図る。

■施策の取組状況

- ① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員の配置
きめ細やかな指導を行うため、東京都の少人数学習加配教員に加え、市が採用した少人数学習指導員を配置し、より効果の高い習熟の程度等に応じた少人数指導を実施した。
<実績等> 配置校 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]
- ② 協力指導員（ティームティーチャー）の配置
学力向上を図るため、学級内におけるより個に応じた授業を実施するにあたり、教科を指定して、学習内容が難しくなる小学校4年生及び進学に戸惑いが起こる中学校1年生を主な対象として、担任教員と協力して同じ教室で授業を行う協力指導員（ティームティーチャー）を配置した。
<実績等> 配置校 小学校[10校]、中学校5校[5校]
- ③ 家庭学習の手引きの活用
学力向上の課題である家庭での学習習慣の定着を図るために、「家庭学習の手引き」を小中学校の第一学年保護者に配布した。
- ④ 放課後等補習教室の実施
学力の向上を図るために、放課後や長期休業期間中に補習教室を開校し、指導員を中学校に配置した。
<実績等> 配置校 中学校5校[5校]
- ⑤ 学習支援員の配置
小学校において、学習環境を整え、児童に確かな学力を身に付けられるよう、特定の学年に学習支援員を配置した。
<実績等> 配置校 小学校10校[10校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員により、少人数の学習集団による学習指導を充実させる。
- ③ 児童・生徒の家庭での学習習慣が定着するよう、「家庭学習の手引き」をより活用し、学校と家庭との連携をさらに深める。
- ②④⑤ 今後も人的な配置を継続して行い、児童・生徒の学習意欲を高め、児童・生徒の学力向上を図る。

(指導室)

(2) 才能を伸ばすための多様な教育の充実

児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学等の異校種間のつながりや学校間の連携を重視した教育を推進する。

- ① 幼保小連携会議及び小中高連携会議を開催し、幼稚園、保育園等と小学校が、市内都立高等学校と小・中学校が交流活動等の取組を通して、円滑な接続を図る。
- ② 市内にある都立高等学校や近隣大学と連携した活動を通して、児童・生徒が自ら学び自ら活動する意欲を向上させ、主体的に自己実現を図る力を育む。
- ③ 「中学生アメリカン・サマーキャンプ」を夏季休業中に実施し、英語によるコミュニケーション力の向上や、多様な文化への理解を図るなど、英語教育充実のための取組を実施する。

■施策の取組状況

① A L T (外国人講師) の派遣

中学校の外国語(英語)授業において英語の発声や発音の仕方を理解させるため、A L T (外国人講師) を派遣した。

<実績等> 派遣時間 中学校 5 1 0 時間 [4 7 3 時間]

② 日本語指導員の派遣

帰国子女や外国籍で日本語が話せない児童・生徒の円滑な学習や学校生活の適応を図るため、日本語指導員を学校へ派遣した。

<実績等> 派遣時間 派遣時間 5 3 8 時間 [5 4 9 時間]

対象児童数 1 2 人 [5 人] 対象生徒数 2 人 [4 人]

③ 中学生アメリカン・サマーキャンプの実施

昭島市、国分寺市及び東大和市の3市共同で実施した。

<実績等> 対象・参加人数 中学 2・3年生 3 0 人

実施期間 平成 2 8 年 7 月 2 9 日 (金) ~ 3 1 日 (日)

2 泊 3 日

実施場所 調布市八ヶ岳少年自然の家 (山梨県北杜市)

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 小学校 5、6 年生の外国語活動必修化に伴い、カリキュラムや教材づくりを研究するため、教員向けの研修を実施する。
- ② A L T (外国人講師) の派遣を拡充する。

- ③ 中学生アメリカン・サマーキャンプの継続実施を検討する。

(指導室)

(3) 小中一貫教育の推進

小学校5年生から中学校1年生の「学力向上」「体力向上」「健全育成」について、指導する項目を示した「東大和共通プログラム」を活用し、市内小中学校で共通した指導の徹底を図る。

- ① 各中学校グループにおいて、小中一貫教育の基本方針及び9年間で目指す子どもの姿を共有し、系統的・継続的な取組を実践し、児童・生徒の学力向上、体力向上、健全育成を図る。
- ② 市内全小・中学校において一斉に学校公開を実施し、保護者・市民の小・中学校の教育活動に対する理解と関心を高めるとともに、学校と保護者・地域が共に児童・生徒の学力向上について考える「教育の日やまと」を開催する。

■施策の取組状況

- ① 中学校区ごとでの一貫教育

中学校区ごとで授業参観及び情報交換会を実施した。また、小・中学校間での児童・生徒交流、授業実施、地域を交えての交流会を実施した。

- ② 市の施策事業での小中一貫教育

教務主任会・生活指導主任会をはじめ、市の委員会・研修では、小中一貫教育を意識した計画を立て、実施した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 小中一貫教育の充実に向け、9年間で踏まえた教育が実施できるよう、とりわけ小5・小6・中1のいわゆる充実期における教育の中で市内の全ての学校が共通理解を図り、よりきめ細かい教育を実施していく。
- ② 小中一貫教育を推進していくため、市の施策事業等においても小・中学校グループを意識した取組を実施していく。

(指導室)

(4) 読書教育の推進

児童・生徒が進んで読書を行う態度を育むため、「第二次東京都子ども読書活動推進計画」及び「東大和市子ども読書活動推進計画」に基づいた読書教育を推進するとともに、環境整備に努める。

- ① 「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化に関わる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。
- ② 学校においては、児童・生徒の本に親しむ態度を育むため、司書教諭を中心に学校図書館指導員と連携して図書室の環境を整えるとともに、朝読書や読み聞かせ、書評合戦等の取組を充実させる。
- ③ 市内一斉の読書旬間を実施し、各学年の「お勧めの本」を紹介する展示を行うなど、読書に親しむ機会を増やし、未読率の減少を図る。

■施策の取組状況

① 学校図書館指導員の配置

個々の児童・生徒の読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書活動を身に付けることができるよう、学校図書館指導員を配置し、学校図書館の整備・充実を図った。

<実績等> 配置校数 小学校10校 [10校]、中学校5校 [4校]

(指導室)

② 学校図書館システム等の活用の充実

学校図書館の蔵書管理を効率的に行うため、学校図書館システムの活用にあたり、サポート体制を整えた。

(学校教育課)

③ 読書週間、読書旬間、朝読書の実施

各学校で読書週間や読書旬間を設けたり、定期的に朝読書の時間を設定したりした。

<実績等> 小学校10校、中学校5校 [小学校10校、中学校5校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

①③ 学校図書館指導員を活用し、学校図書館の整備や児童・生徒の読書活動の支援を充実させる。

(指導室)

② 市内小・中学校の学校図書館システム等の円滑な運用を支援する。

(学校教育課)

(5) 職場体験学習の充実

将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じて育む教育を充実させる。

① 市商工会と連携を図り、職場体験学習を4日以上実施することを目指す。

■施策の取組状況

① 中学校職場体験が可能な事業者への協力要請

商工会を通じて、市全体の事業者へ中学生の職場体験受け入れの協力要請を行った。

② 各学校への情報提供

職場体験の受け入れ先等についての情報を各学校に提供した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

①② 中学校職場体験学習の充実に向け、市内民間事業者や関係団体等へ引き続き体験学習受け入れの協力を要請し、その情報を各学校へ提供していく。

(指導室)

(6) 特色ある教育活動の拡充

小中一貫教育の推進や小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、郷土博物館の活用等、社会教育機関等と連携を図る。

- ① 一校一取組運動、一斉朝読書、あいさつ運動に中学校グループで取り組むなど、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。
- ② 「東大和市小学生科学展」を開催し、児童が自ら決めたテーマについて深く研究した成果を展示することを通して、理数に対する能力をさらに高める。

■施策の取組状況

- ① 特色ある教育活動を推進

特色ある教育活動を推進するために、郷土博物館等の社会教育施設の活用による総合的な学習の時間など、地域の教材を活用した授業を積極的に実施した。

<実績等> 実施校 小学校10校 [10校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 社会教育施設等との連携を図り、地域の教材を活用した授業の一層の充実を図る。また、教育課程編成時に特色ある教育活動を実施できるよう、情報提供を行う。

(指導室)

(7) オリンピック・パラリンピック教育の推進

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、市内小中学校においては東京都から配付されるオリンピック教育読本を活用するなど、オリンピックの意義や歴史を学んだり、競技について理解を深めたりする、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

■施策の取組状況

平成28年度は、市内小・中学校15校全校で実施した。具体的な取組は、例えば主に次の5つがある。

- ① 小学校6年の社会科の授業と学習読本1964年東京オリンピックを関連させて、学習した。
- ② 小学校3年では、近代オリンピックはクーベルタン男爵が1500年ぶりに復活させ、五輪の意味を気付かせた。
- ③ 夏休みの課題の事前指導として、オリンピック・パラリンピック教育映像教材を活用した。
- ④ 学習読本を活用して、「オリンピック・パラリンピックの精神」に関する取組を実施した。
- ⑤ 「夢・未来」プロジェクト等を活用して、オリンピック・パラリンピアンを招聘し、オリンピック競技、パラリンピック競技・障害者スポーツに関する取組を実施した。

■今後の取組の方向性

2016年リオデジャネイロ大会終了後、平成29年度は、各学校が基本的な枠組に基づきボランティアマインドの醸成や障害者理解教育の推進など、本教育を本格的に開始する期間として位置付ける。

(指導室)

(8) 環境教育の推進

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、環境や環境問題に対する興味・関心をもち、必要な知識・技能・態度を身に付けさせるために、環境にかかわる学習の機会や場を計画的に設けるよう、工夫して実施する。

■施策の取組状況

① 各学校の特色に応じた環境教育の実施

各学校の特色に応じ、屋上緑化、環境ビオトープを活用したホタルの飼育及びトウキョウサンショウウオ等の生物の観察などの環境教育を推進した。

<実績等> 小学校10校[10校]、中学校5校[5校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

① 地球温暖化等の環境への関心を高めるため、実践的なプログラムを体験させる環境教育を、市内全小・中学校で実施することを指針とする。

(指導室)

(9) 健康教育の充実

学校と家庭・地域の連携のもとに、子どもたちの心と体の健康づくりを推進するため、体力向上及び食に関する教育の充実を図る。

- ① 児童・生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、朝食の摂取率の向上を目指す。
- ② 「歯と口の健康週間」等を活用し、学校歯科医と連携して、虫歯被患率の減少と治癒率の向上を図れるよう学校を支援する。
- ③ 学校と家庭・地域が協力して、子どもの生活習慣の改善を図る取組を推進する。

■施策の取組状況

① 市内全小・中学校における食育の全体計画の作成

食に関する教育の充実を図るために、市内全小・中学校において食育の全体計画を作成し、教務主任会で情報を共有して計画の充実を図った。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

② 市内全小・中学校における食育の年間計画の作成等

全ての小・中学校において食育の全体計画に加え、食育の年間計画を作成し、一層の充実を図った。また、夏季研修会において食物アレルギー等の研修会を実施し、その対応方法を学んだ。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

(指導室)

③ 児童・生徒への食に関する指導

学校と連携し、給食の歴史、地場野菜、食材、バランスの良い食事、朝食について、偏食について等をテーマとして食に関する指導を行った。

<実績等>

一小	31回 [12回]	二小	0回 [0回]	三小	0回 [0回]
四小	0回 [0回]	五小	0回 [0回]	六小	8回 [12回]
七小	0回 [0回]	八小	15回 [36回]	九小	0回 [0回]
十小	12回 [24回]	一中	0回 [0回]	二中	0回 [0回]
三中	0回 [0回]	四中	0回 [0回]	五中	0回 [0回]
				合 計	66回 [84回]

④ 給食への地場産使用

東大和市の地場野菜等を給食に取り入れた。生産者の協力のもと、給食への活用を通年で行った。

<実績等> ・使用野菜等 ジャがいも、にんじん、ブロッコリー、里芋、大根、キャベツ、ほうれん草、長ねぎ、白菜、小松菜、梨、きゅうり

・使用量 12,970.0kg [12,341.9kg]

※前年度と比較して、628.1kg、5.1%の増。

(給食課)

⑤ 保護者を対象とした食育

給食試食会の際に、保護者対象に朝食の大切さ等についての食育を行った。

<実績等> 保護者への食育指導 10回 [10回]

参加人数 358人 [400人]

⑥ 給食だよりの発行

給食献立表の裏面を活用して、年11回給食だよりを発行し、日常生活における食事等について正しい理解を深められるよう食育に関する情報の提供に努めた。

⑦ 給食食材の放射性物質測定及び産地の公表

給食に使用する食材のうち産地や使用量を考慮し、1回5品目の検体を年4回放射性物質の精密測定を実施した。結果はすべて不検出であった。

また、市が消費者庁から貸与された簡易測定機器により1回3品目の簡易検査を週に2回行った。結果は全て不検出であった。

給食食材の産地について、毎月給食だよりやホームページにより公表した。

(給食課)

■今後の取組の方向性

①② 引き続き、関係部署と連携し、児童・生徒への食に関する指導を推進する。

(指導室)

③ 引き続き、給食を「生きた教材」とし、児童・生徒への食育を推進する。

④ 地域の農家の方への感謝する気持ちを持たせるために、今後も地場産の食材を給食に取り入れ、より一層の活用を行う。

(給食課)

⑤⑥ 新しい学校給食センターを活用した食育の推進を図る。また、児童・生徒への食育は給食センターや学校だけでなく、地域・保護者の協力が必要であることから学校と連携を図りながら、保護者への食育を積極的に推進していく。

⑦ 今後も給食食材の産地の把握を行うとともに、放射性物質の測定を実施し、安全安心な給食の提供に努めていく。

(給食課)

(10) 特別支援教育の推進

東大和市特別支援教育推進計画に基づき、関係機関と連携しながら、校内支援・指導・相談体制の充実に努める。

- ① 各学校では、校内委員会を中心に、支援の必要な児童・生徒の共通理解、支援策や指導方法の検討により、平成28年度に全小学校に導入する特別支援教室に係る校内体制及び特別支援教育の推進体制を整備する。
- ② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実に努める。
- ③ 特別な支援が必要な児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ④ 幼稚園・保育園等からの円滑な就学を支援するため、「就学支援シート」を活用するなど、幼稚園・保育園等との連携を推進する。
- ⑤ 特別支援学級の指導の充実に努めるため、都立特別支援学校等と連携を進める。
- ⑥ 教員が特別支援教育に関する理解を深め、授業及び学校生活における実践力や総合的な指導力を身に付けられるよう、研修を充実する。

■施策の取組状況

- ① 小・中学校における特別支援教育を円滑に進めるための体制の整備
 - ア 小・中学校において、校内委員会及び特別支援教育コーディネーターを中心として、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に努めた。
 - イ 東大和市における特別支援教育に関する手続や方法をまとめた「特別支援教育東大和マニュアル」を教員に配布し、学校現場における特別支援教育の理解充実に努めた。
 - ウ 特別支援学級（固定制・通級制）教諭や特別支援教育コーディネーター向けに特別支援学級研修会や通級指導学級研修会を実施し、教員の資質向上を図るとともに特別支援教育に対する理解を深めた。

<実績等> 特別支援教育「東大和マニュアル」の配布（平成22年度に全教員に配布しているため管理職、特別支援教育コーディネーター、新任・転任教諭を対象に各校10部追加配布）150部[150部]
特別支援学級研修会・通級指導学級研修会の実施 8回 [8回]
- ② 特別支援教育に関する理解啓発の推進
 - ア 未就学児保護者向けの特別支援教育に関する啓発パンフレットを就学時健診を受診した児童の保護者全員に配布した。
 - イ 小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者向けの特別支援教育に関する啓発パンフレットを新小学1年生の保護者を対象に全員に配布した。
 - ウ 市民や関係機関職員向けの特別支援教育の理解啓発を図るため、東京都立羽村特別支援学校及び武蔵村山市教育委員会と共催で講演会を開催した。

<実績等> 未就学児保護者向け啓発パンフレットの配布 800部 [800部]
小中学校在籍保護者向けパンフレットの配布 800枚 [800枚]
東京都立羽村特別支援学校、武蔵村山市教育委員会及び東大和市教育委員会共催による支援が必要な児童・生徒の理解推進に関する講演会の開催
日時：平成28年7月29日（金） 午後2時30分～4時30分
講演 「発達障害のある子どもの困難さとは」

講師 東大和市教育委員会学校教育課巡回指導員
巡回指導員 宮川 由美 先生

③ 幼稚園・保育園等からの円滑な入学支援体制の整備

ア 幼稚園・保育園等からの円滑な入学を支援し、小学校との連携を強化するため、就学支援シートを用意し、就学時健診時に保護者全員に説明し、配布をした。その後、各小学校説明会時に保護者より就学支援シートの任意提出を受けて、学校側で児童の様子を事前に把握することで、適切な入学準備を行った。

<実績等> 就学支援シートの作成 800部 [800部]
就学支援シート回収部数 167部 [140部]

イ 市内の幼稚園・保育園等からの要望に基づき園に所属する幼稚園教諭・保育士を対象に特別支援教育に係る研修会を実施した。

<実績等> 派遣回数 19回 [22回]

ウ 発達障害者支援連絡会への出席

発達障害者への継続性・連続性のある支援への取組みについて庁内関係課で会議を行った。

<実績等> 開催回数 2回

④ 特別支援学級設置校長会の開催

特別支援学級設置校長会を開催し、特別支援教育についての情報共有を図るとともに、充実を図るための課題の解決に向けて協議を行った。

<実績等> 開催回数 3回 [3回]

⑤ 特別支援教育検討委員会の開催

東大和市における特別支援教育のあり方について検討するため、特別支援教育検討委員会（小・中学校長会会長、通級指導学級教諭、特別支援学級教諭、心理相談員、教育委員会職員等18人で構成）を開催した。検討事項は、特別支援教室東大和マニュアルの改訂についてであった。

<実績等> 開催回数 特別支援教育検討委員会 4回 [5回]

⑥ 巡回指導・相談体制の整備

巡回相談員3人と教員免許を持つ巡回指導員（特別支援教育士）1人の4人体制で発達障害等の特別支援教育に係る巡回相談を実施し、学級での行動観察や心理検査等を通して学級担任への指導・助言及び保護者相談をきめ細かく行った。

<実績等> 巡回相談等の年間件数
小学校 310件 [279件] 中学校 42件 [54件]
就学前機関 81件 [55件] 関係機関 33件 [111件]
心理検査 66件 [74件]

合計532件 [573件]

⑦ 就学相談の実施

障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指すため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごせるように連続性のある学びの場を検討するため、東大和市就学支援委員会就学判定会議を実施した。また、児童・生徒のうち特別支援教室・通級指導学級等の利用に係る審議を実施した。

<実績等> 就学相談73件 [78件] 通級等利用相談56件 [47件]

【就学相談結果】

(単位：人)

就学先	小学校	中学校	合計
特別支援学級（知的固定制）	8 [13]	13 [13]	21 [26]
特別支援学級（情緒固定制）		4 [4]	4 [4]
特別支援学級（情緒通級制）		29 [21]	29 [21]
特別支援学級（言語通級制）	4 [10]		4 [10]
特別支援教室	54 [47]		54 [47]
特別支援学校	6 [11]	4 [0]	10 [11]
通常の学級	3 [5]	0 [1]	3 [6]
その他（私立学校等）	3 [0]	1 [0]	4 [0]
合計	78 [86]	51 [39]	129 [125]

⑧ 子ども支援員の派遣

支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定と学校生活への適応を図るために、子ども支援員を配置し各学校からの要請に応じて派遣した。

<実績等> 子ども支援員 13人 [13人]

子ども支援員を派遣した児童数 31人 [24人]

⑨ 副籍制度

東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の中で希望者が、居住する学区の小・中学校に副次的な籍をもち、通常学級の児童・生徒との相互理解を図るため、間接交流（学校だよりの交換等）や直接交流（行事への参加等）を行った。

<実績等> 小学部副籍者 26人 [22人]

中学部副籍者 5人 [5人]

計 31人 [27人]

⑩ 特別支援教育研修会の開催

支援を必要とする児童・生徒への指導の充実における教員の資質向上のため、通常学級教員を対象に研修会を開催した。

<実績等> 日時 平成28年6月10日(金)午後3時15分～4時45分

内容 通常学級における発達障害のある児童・生徒の指導について

講師 明星大学 教育学部 教育学科

准教授 森下 由規子 先生

⑪ 全小学校への特別支援教室の導入

特定の課題に困難を有する児童が在籍する学校で特別な指導を受け、他校への通学負担を軽減するため、特別支援教室を全小学校に導入した。

<実績等> 市内小学校全10校導入

⑫ 第二次東大和市特別支援教育推進計画の策定

特別支援教育の推進について具体化し、その方向性を示した第一次計画が平成28年度末で終了となるため、平成29年度以降の市が目指すべき特別支援教育推進体制を整備するために第二次東大和市特別支援教育推進計画を策定した。

策定にあたっては懇談会を設置し、学識経験者、学校関係者、教育委員会及び公募市民で組織し、専門家だけでなく市民からの意見を取り入れた計画とした。

<実績等> 懇談会の開催 6回

パブリックコメント実施結果 1名2件意見提出

(学校教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 第二次東大和市特別支援教育推進計画における課題と目標の達成に向けて取組、管理を行い、特別支援教育の充実を図る。
- ② 学校で開催される校内委員会に巡回相談員や巡回指導員が参加し、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に努める。また、研修会等を通じて特別支援学級等の教諭や特別支援教育コーディネーターの資質向上を図る。
また、市民や関係機関向けに講演会等を実施し、特別支援教育における理解が深まるよう啓発に努める。
- ③ 就学支援シートの作成・配布を今後も継続的に実施し、幼稚園・保育園からの円滑な入学支援体制の整備を行う。
- ④ 特別支援学級設置校長会を開催し、特別支援教育についての情報共有と課題解決を図る。
- ⑤ 特別支援教育検討委員会を開催する。また、特別支援教室に係る効果、課題の検証を行いながら、効果的な中学校への特別支援教室の導入を行う。
- ⑥ 小・中学校における校内委員会や特別支援教育コーディネーターを支援するために、巡回相談体制の充実を図り、各校で抱える問題について専門的に助言し解決を図る。
- ⑦ 障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸長が図れるよう多様な学びの場を検討するために就学支援委員会を開催し、専門的見地からの意見を受けて、保護者への情報提供を十分に行い、丁寧で分かりやすい相談を進める。
- ⑧ 子ども支援員を有効に活用し、支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定を図り、学校生活への適応を支援する。
- ⑨ 副籍制度を実施し、東京都立特別支援学校と市立小・中学校の児童・生徒の交流を行い、相互理解が深められるよう推進を図る。
- ⑩ 通常学級の教員を対象に特別支援教育研修を実施し、通常学級に在籍している支援を必要とする児童・生徒への指導力向上を図る。
- ⑪ 中学校における特別支援教室導入について、東京都のガイドライン等を注視し、生徒の適応能力を伸長できるよう検証を進め、導入を図る。

(学校教育課)

(11) 伝統文化の理解

郷土に対する愛着や誇りを育み、俳句や百人一首等の日本の伝統・文化に触れる機会の充実を図る。また、世界の多様な文化に対する理解を深め、自国や他国の文化を尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

■施策の取組状況

- ① 日本の伝統文化に触れる機会の充実
小・中学校鑑賞教室を通じて、日本の伝統文化に直接触れる機会をもち、そのすばらしさと奥深さを体験させた。
<実績等> 小学校2校[1校]、中学校0校[1校]
- ② 社会科副読本「わたしたちの東大和」の配布
東大和市を理解するために、社会科副読本「わたしたちの東大和」を小学校3年生に無償で配布した。
<実績等> 小学校10校[10校]

③ 社会科副読本改訂委員会の開催

副読本をよりよいものに改訂するために、委員会を開催した。

<実績等> 年間3回 [3回]

④ A L T (外国人講師) の派遣

小学校の外国語活動の時間において、異なる文化をもつ人々との交流を体験し、文化等に対する理解を深めるため、A L T (外国人講師) を派遣した。

<実績等> 派遣時間 小学校942時間 [868時間]

(指導室)

■今後の取り組みの方向性

① 小・中学校鑑賞教室等を通じて、日本の伝統文化に触れる機会の充実を図る。

②③ 社会科副読本の一層の充実を図るため、次期学習指導要領に対応するための「わたしたちの東大和」(改訂版)を作成する。

④ 小学校に対するA L T (外国人講師) の派遣の拡充をする。

(指導室)

基本方針 3

「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実

少子高齢化や核家族化が進む中で、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、市民一人一人が生涯にわたって、自由に学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、さらに推進できるよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(1) 【生涯学習の推進】

- ① 「第二次東大和市生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の諸事業を推進することで、市民の生涯学習の振興を図る。
- ② 計画の最終年度となる「第二次東大和市生涯学習推進計画」の検証を行うとともに、平成29年度からの「第三次東大和市生涯学習推進計画」の策定を行う。

(2) 【生涯学習の支援】

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、関係機関との連携・協力を図るとともに、学びあいガイドや出前講座、人材バンク制度の活用等により、市民の生涯学習を総合的に支援する。

(3) 【社会教育活動への支援】

郷土博物館、公民館、図書館の施設整備等に努めるとともに、学習の場の提供と交流の機会や情報の提供を充実させることで、市民の社会教育活動を支援する。

(4) 【郷土文化財の保存・継承と文化施設の整備】

郷土文化財の保存・継承と文化施設の整備を一層進める。

- ① 郷土の貴重な文化遺産や伝統芸能を保存・継承するとともに、古文書、史跡等の保存・整備に努める。
- ② 郷土の誇る芸術家の作品収集と修復、保存を行うとともに、文化施設の整備と公開の拡充に努める。
- ③ 前回の修復から20年が経過をした、市指定の文化財である「旧日立航空機株式会社変電所」の整備に努める。

(5) 【スポーツの振興】

生涯スポーツの振興、健康・体力づくりを積極的に進める。

- ① だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、東京都の補助金を活用する中で、スポーツ施設の改修、整備に努める。
- ② 東大和市体育協会やスポーツ推進委員と連携を図る中で、各種スポーツ行事を実施することで、市民の健康づくりをサポートする。
- ③ 「第三次東大和市生涯学習推進計画」の策定にあわせ、スポーツ基本法でうたわれている「地方スポーツ推進計画」を策定する。
- ④ 学校は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピッ

クを見据え、児童・生徒が生涯にわたって運動に親しもうとする態度の育成に努める。

また、学校間の運動交流を企画したり、児童・生徒が積極的に市民運動会等に参加したりできるよう運動機会の拡大に努める。

(6) 【施設の利用促進】

文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るだけでなく、民間施設等の活用を図るなど、文化活動、体育活動の場の確保に努める。

(7) 【児童・生徒の各種行事への参加の推進】

児童・生徒がより一層社会教育事業に参加できるよう、学校との連携を推進していく。

■主要施策

(1) 生涯学習の推進

- ① 「第二次東大和市生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の諸事業を推進することで、市民の生涯学習の振興を図る。
- ② 計画の最終年度となる「第二次東大和市生涯学習推進計画」の検証を行うとともに、平成29年度からの「第三次東大和市生涯学習推進計画」の策定を行う。

■施策の取組状況

① 社会教育委員会議

社会教育委員会議は、社会教育法第15条の規定に基づき設置された機関で、社会教育全般にわたる調査・研究・計画の立案を始め、教育委員会からの諮問に答えるため、会議を開催した。

<実績等> 年11回[11回]

② 多摩湖塾（ひがしやまと出前講座）の実施

平成28年度は、様々な市の事業について知りたいという希望が寄せられ、市民団体等が自主的に行う学習会に市職員を講師として派遣した。

<実績等> 延べ9件[18件]、203人[542人]

③ 学びあいガイドの発行、東大和市生涯学習人材バンクの紹介

生涯学習を推進するため、学びあいガイド28を作成・発行した。

また、学びあいガイド（行政による生涯学習）の中で、人材バンク制度の紹介をした。

<実績等> 学びあいガイド28（市民による生涯学習）

1,000冊[1,200冊]

学びあいガイド28（行政による生涯学習）

570冊[600冊]

学びあいガイド28（小学生向け）

4,800部[4,800部]

④ 東大和市民文化祭

平成28年10月8日から11月3日までの27日間[25日間]実施した。

<実績等> 来場者 9,896人 [9,693人]

⑤ 東大和市生涯学習推進計画審議会

平成28年度末で第二次生涯学習推進計画が終了することに伴い、次期の計画として地方スポーツ計画の内容を加味した「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」策定のため、条例に基づき生涯学習推進計画審議会を開催し、計画に係る内容を審議した

<実績等> 年8回 [5回]

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 新たに策定した「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」に基づき、本計画の基本理念である「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」の実現を目指す。
- ② 多摩湖塾の各課メニューの充実や多摩湖塾の周知を図っていく。
- ③ 学びあいガイドの発行や東大和市生涯学習人材バンクについて市報やチラシ等によって、広く市民に周知し、市民の間に文化を普及し、市民文化の向上と合わせて市民相互の交流を図る。
- ④ 東大和市文化協会と連携し、東大和市民文化祭を実施していく。

(社会教育課)

(2) 生涯学習の支援

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、関係機関との連携・協力を図るとともに、学びあいガイドや出前講座、人材バンク制度の活用等により、市民の生涯学習を総合的に支援する。

■施策の取組状況

① 東大和市社会教育関係団体育成事業

市民の自主的な社会教育活動を促進することによって、東大和市の社会教育の発展を図るため、東大和市社会教育関係団体連合体に対して、補助金の交付等の援助を行った。

<実績等> 7団体 3,830,400円 [7団体3,830,400円]

② 東大和市生涯学習人材バンク

知識や技能を有する方々に人材バンクに事前に登録してもらい、指導者や講師を探している市内サークル・団体や新たに活動を始めたい市民への活用を図った。また、この制度の周知を図るため、登録者による体験講座を実施した。

<実績等> 体験講座 中央公民館で実施
3日間15講座 63人 [3日間13講座 77人]
人材バンク 利用件数0件 [0件]
延参加人数0人 [0人]

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 社会教育関係団体育成のため、補助金を交付していく。
- ② 東大和市生涯学習人材バンクの周知を図るため、体験講座の実施をしていく。

(社会教育課)

(3) 社会教育活動への支援

郷土博物館、公民館、図書館の施設整備等に努めるとともに、学習の場の提供と交流の機会や情報の提供を充実させることで、市民の社会教育活動を支援する。

■施策の取組状況

① 公民館運営審議会

公民館運営審議会は、社会教育法第29条に基づいて設置された機関であり、中央公民館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画、実施について調査審議することを目的とし開催した。

<実績等> 年8回 [8回]

② 公民館の利用状況

社会教育機関として、社会教育法第20条を目的とする利用及びその他の利用に供することにより地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、自主グループ活動等の推進に貢献した。

<実績等>

内 容	開館 日数 (日)	利用件数及び利用人数							定期 利用 グル ープ 数
		件 人	一般	市役所	主 催	有 料	合 計	利用率	
五 館 合 計	1,522 [1,536]	15,019 [14,836]	1,008 [945]	1,055 [1,130]	195 [262]	17,277 [17,173]	62.99% [62.08%]	461 [417]	
		157,279 [155,916]	26,609 [26,721]	18,276 [26,294]	5,445 [6,812]	207,609 [215,743]			

※定期利用グループ数は、平成29年3月現在。[内は平成27年4月現在]

③ こうみんかんだより等の発行状況

公民館事業に関する情報提供及び利用グループ相互の情報交換の場として、さまざまな情報を提供した。こうみんかんだよりは主に新聞折込により、また各地区館だよりは主に職員により各戸配布した。

<実績等>

名 称 (発行館)	発行回数 (発行月)	発行部数
こうみんかんだより (五館合同)	6回 (5、7、9、11、1、3月)	187,200部 [187,200部]
中公タイムス (中央)	3回 (5、10、1月)	6,600部 [6,600部]
ハロー公民館 (南街)	3回 (5、9、1月)	9,600部 [9,600部]
こんにちは狭山公民館 (狭山)		4,500部 [6,000部]
あすなろだより (蔵敷)	3回 (5、11、2月)	7,200部 [7,200部]
こだまの森 (上北台)	3回 (4、9、12月)	11,400部 [11,400部]
合 計		226,500部 [228,000部]

④ 主催講座等の開催

子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域課題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座、イベントなど、様々な主催講座等を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めた。

<実績等>

(単位：回、人)

施設名	対象															合計		
	子ども			青年			成人			保育付			高齢者			講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数
	講	延	延	講	延	延	講	延	延	講	延	延	講	延	延			
座	回	加	座	回	加	座	回	加	座	回	加	座	回	加	座	回	加	
合同館	—	—	—	1	33	1,732	5	88	2,461	—	—	—	—	—	—	6	121	4,193
			[1]	[32]	[1,498]	[3]	[54]	[1,689]							[3]	[87]	[3,187]	
中央	3	4	275	2	4	973	5	16	905	2	21	339	—	—	—	12	45	2,492
	[1]	[1]	[36]	[3]	[22]	[662]	[4]	[20]	[194]	[2]	[20]	[329]	[—]	[—]	[—]	[10]	[63]	[1,221]
南街	1	1	304	—	—	—	4	21	374	1	10	157	—	—	—	6	32	835
	[1]	[1]	[203]	[—]	[—]	[—]	[4]	[30]	[643]	[1]	[9]	[137]	[—]	[—]	[—]	[6]	[40]	[983]
狭山	3	5	141	—	—	—	2	8	112	1	9	115	1	7	99	7	29	467
	[2]	[6]	[139]	[—]	[—]	[—]	[3]	[14]	[224]	[1]	[8]	[66]	[1]	[8]	[117]	[7]	[36]	[546]
蔵敷	1	1	130	1	2	14	2	5	107	1	8	102	1	6	198	6	22	551
	[1]	[1]	[112]	[1]	[2]	[15]	[3]	[6]	[90]	[1]	[8]	[107]	[1]	[6]	[160]	[7]	[23]	[484]
上北台	2	7	120	—	—	—	4	20	465	1	12	280	—	—	—	7	39	865
	[1]	[6]	[49]	[—]	[—]	[—]	[5]	[24]	[543]	[1]	[10]	[90]	[—]	[—]	[—]	[7]	[40]	[682]
新堀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	8	463	1	8	463
	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[1]	[8]	[537]	[1]	[8]	[537]
合計	10	18	970	4	39	2,719	22	158	4,424	6	60	993	3	21	760	45	296	9,866
	[5]	[14]	[427]	[5]	[57]	[2,175]	[22]	[148]	[3,383]	[6]	[55]	[729]	[3]	[22]	[814]	[41]	[296]	[7,528]

⑤ ここがふるさと 東大和の魅力発見・発信し隊

多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業であり、3年間実施する。

平成28年度は「コミュニティスペースコース」「まちの魅力アップコース」「ポータルサイトコース」の3コースで実践的な学習活動を実施した。

⑥ 市民大学・東大和グリーンカレッジの開講

生涯学習の一環として、市民が主体的に豊かな地域社会をつくることを目指し、地域で学び、互いにふれあい、自己実現するための機会を提供するため、前年度に引き続き市民大学・東大和グリーンカレッジを開講した。

<実績等> 10回×2コース(A・B) 年20回 [24回]

⑦ 保育付講座における0歳児の受け入れ

中央公民館、南街公民館、上北台公民館では、保育付講座で0歳児受け入れの試行を行ってきたが、今年度より本格実施となった。

<実績等> 0歳児受け入れ人数 5人 [9人]

⑧ システムによる抽選予約開始

平成28年4月利用分から、インターネット(パソコン・スマートフォン・携帯電話等)による施設予約の予約方法を抽選方式へと変更した。

⑨ 施設整備

狭山公民館において玄関鉄部、駐輪場鉄部の修繕を実施した。蔵敷公民館において玄関鉄部、駐輪場鉄部、畳入れ替え修繕を実施した。

(中央公民館)

⑩ 図書館協議会

図書館協議会は、図書館法第14条の規定に基づいて設置された機関で、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることを目的とし開催した。

また、平成28年度第2回図書館協議会で、「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」を諮問した。

<実績等> 年3回[3回]

⑪ 図書館資料の充実

高度化、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料の収集に努めた。

<実績等>

	中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	合 計
購入 点数	10,029 点 [10,759 点]	2,545 点 [2,587 点]	3,260 点 [3,422 点]	15,834 点 [16,768 点]
購入 金額	24,254,205 円 [24,250,778 円]	4,930,991 円 [5,039,682 円]	6,011,646 円 [6,019,343 円]	35,196,842 円 [35,309,803 円]

⑫ 図書館と学校との連携

ア 中央図書館見学会

- ・小学3年生対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、本やおはなしの楽しさや、図書館の利用方法を学んでもらった（清原図書館も小学2年生対象に実施した）。

<実績等> 小学校10校・32クラス[22クラス]・901人[695人]

- ・保育園・幼稚園年長組園児対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、絵本やおはなし会の楽しさを味わってもらうため、中央図書館及び清原図書館で実施した。

<実績等> 16園[19園]・506人[709人]

イ 団体貸出・資料相談

「総合的な学習」や「調べ学習」などで子どもたちが調べものをする場合、学校図書館では対応の難しい部分の援助を行った。

<実績等> 調べ学習の依頼 104件[114件]、6,524冊[8,087冊]

⑬ リクエストサービス

資料を貸出し中の利用者へは、貸出期限を厳守させ、次の利用者への速やかな提供に努めた。また、市内他館が所蔵している資料は取り寄せ、所蔵していない資料は、購入もしくは東京都立図書館や市外の図書館から借用・紹介して提供した。

<実績等> リクエストサービス受付数 (単位:件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	インターネット	合 計
14,857 [17,016]	6,309 [6,636]	7,340 [7,634]	59,123 [54,885]	87,629 [86,171]

⑭ レファレンスサービス

利用者から調査・研究などのための資料(情報)を求められたときに、検索の援助や資料の提供を行った。

<実績等> 資料案内数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	計
18,451 [17,103]	3,129 [2,645]	4,805 [5,249]	26,385 [24,997]

⑮ 図書館の利用状況

東村山市立図書館、武蔵村山市立図書館、及び立川市図書館との相互利用を継続した。

<実績等> 貸出点数 (単位：点)

	平成28年度	平成27年度	比較増減
中央図書館	494,391	508,001	△13,610
移動図書館	2,526	2,568	△42
桜が丘図書館	119,491	118,992	499
清原図書館	136,417	143,109	△6,692
合計	752,825	772,670	△19,845

⑯ 「東大和市子ども読書活動推進計画」

平成25年3月に策定した「東大和市子ども読書活動推進計画[平成25年度～平成29年度]」に基づき、子どもの読書環境の向上に資する事業を実施した。

関連事業として、講演会「私が書いてきた“作品”たち」(講師：神沢利子氏)を東大和文庫連絡会との共催で実施し、また布の絵本づくり講座を開催した。

(中央図書館)

⑰ 郷土博物館協議会

郷土博物館協議会は、博物館法第20条の規定に基づき設置された機関で、館長の諮問に応ずるとともに、郷土博物館の運営に関する基本的な事項について調査審議することを目的とし開催した。

<実績等> 年1回[1回]

⑱ 郷土博物館の常設展示及び企画展示

市の歴史や自然環境の紹介のほか、小規模な企画展示を行う常設展示室を引き続き開室した。

また、企画展示室では、7件の企画展示を開催した。収蔵資料展VOL.10「装いの民具」(平成28年3～5月)、企画展示「夏休みの自由研究おまかせください」(7月～9月)、「吉岡堅二展 鳥110羽」(9月～10月)、「ひなまつり」(平成29年2～3月)、企画展示「歌に詠まれた鳥たち」である。平成28年度は15,189人[13,894人]の入場者があった。

郷土博物館のロビーや2階廊下を使ったロビー展示は、すこしむかしの道具たち(28年1月～7月)、「狭山丘陵で学んだよ」(28年3月～5月)、「多摩の戦跡パネル展」(8月)、「豊鹿島神社の獅子頭」(29年2月～3月)他を展示した。

⑲ 企画展示室の一般貸出

企画展示室の有効活用として、博物館主催の企画展示を実施していない期間について、平成25年度から一般への貸出しを実施し、4団体の応募があった。これに例年行っている「きらめき友好アート展」(喜多方市と当市の中学生美術展を合わせ、5団体が企画展示室を利用した。一般貸出しによる企画展示室観覧者は、合計1,652人[1,550人]あった。

⑳ 変電所の特別公開

旧日立航空機(株)変電所では、うまかんべえ～祭り、平和市民の集い、東大和市立第二小学校6年生、その他に合わせて資料展示を含めて内部を公開し、合計して8,590人[4,963人]の入場者があった。

㉑ プラネタリウムの投影

プラネタリウムでは、一般投影、特別投影、学習投影、幼児投影等を行い、17,726人[16,617人]の入場があった。

一般投影では、「楽しい星座さがし～絵本作家H.Aレイの世界〈春夏編〉」(平成28年3月からの春番組)、「宇宙へのたび～FROM EARTH THE UNIVERSE」(夏番組)、「楽しい星座さがし～絵本作家H.Aレイの世界〈秋冬編〉」(秋番組)、「SNOWFLAKE～雪は展からの手紙」(冬番組)、「富士の星暦」(平成29年3月からの春番組)を投影した。

特別投影は、季節の話題にあわせて投影した。

「たなばたさまの星空」、「お月見投影」、「クリスマスの星空」、「星空さんぽ」、「ひよこプラネタリウム」などを投影した。なお、26年度に好評だった、東日本大震災被災者のメッセージで綴る作品「星空とともに」も投影した。その結果、特別投影合計で、827人[1,117人]の観覧者があった。

学習投影は、学校教育の一環として、各校の希望に応じて、担当職員が解説するもので、市内各小学校の利用のほか、市外の小学校の利用もあり全体で45校[48校]、3,169人[3,159人]の観覧者があった。

幼児投影は、幼児にもわかりやすく、星に興味を持つよう、簡単な星の解説と「ほしみるおじさん～みぢかなうちゅうのおはなし」を投影した。市内外の幼稚園、保育園、児童館などからの観覧があり、30団体[36団体]、1,437人[1,793人]であった。

㉒ 郷土博物館の教育普及活動

バードウォッチングや野草教室、薬草観察会、秋の鳴く虫の観察会など職員や講師を招いての「自然観察会」を12回[12回]実施し、265人[297人]の参加があった。

狭山緑地を、20分程度で巡る「ちいさな自然観察会～狭山緑地自然ガイド」を51回[43回]開催し、257人[211人]の参加があった。

その他、「飛ぶタネの模型作り」「宇宙の学校」「はたおりたいけん」などを実施した。

「星空観察会」は4回[4回]計画し、74人[87人]の参加があった。なお、うち1回は天候不良のため中止とした。

太陽と日中の月の観察を行う「昼間の星の観察会」を4回[4回]実施し、203人[113人]の参加があった。

その他の博物館講座として、東大和歴史めぐり(24人[46人])、植物画教室は5回[6回]の連続講座とし、延べ87人[116人]が参加した。そのほか、環境教育ボランティアや星空ボランティアのための講座、文化財ボランティア養成講座を実施した。

武蔵村山市立歴史民俗資料館、東村山ふるさと歴史館、瑞穂町立歴史民俗資料館と共催している。

平成28年度は「狭山丘陵と戦争」をテーマに、講演会や現地の見学を行った。東大和市からの参加者は、延べ4回で152人[延べ5回で92人]であった。

②③ 学校教育と郷土博物館との連携

学校教育の一環として、10校〔10校〕の郷土博物館常設展示室の見学があり、担当職員が説明を行った。

講師派遣及び出張授業として、職員が各学校や市立狭山緑地等に出向き、環境、天文、歴史の学習を援助した。立川市、武蔵村山市の小学校を含め、年間を通じて108回〔109回〕に及んだ。

第一中学校敷地内に設置している生活文化財保存庫に、3校〔6校〕の見学があった。

②④ その他の講師派遣

当市の新規採用職員研修や公民館講座、教員初任者研修等10件〔9件〕に職員を派遣した。

②⑤ 博物館活動のPR

博物館だより「光と風」を年4回〔4回〕（第88号～第91号）、「星だより」を毎月12回（No.176～No.187）、自然観察シート（No.221～224）を発行した。

（社会教育課）

■今後の取組の方向性

- ① 引き続き、公民館運営審議会の意見を聞きながら、市民のニーズを調査把握し主催事業をはじめとする公民館運営に反映できるよう努めていく。また、知識の高揚を図るため、研修などに積極的に参加できる機会の提供に努めていく。
- ② 地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、さらには出会いとふれあいの場である地域ネットワークの核となるよう自主グループ活動等の推進に努めていく。グループ紹介事業「地域デビューパーティー」の、さらに有効な展開を模索していく。
- ③ より多くの市民に公民館を知っていただくとともに、利用していただけるよう、さらなるPRに努めていく。特に、こうみんかんだよりについては、より読みやすく親しみやすい紙面とするためリニューアル化を図る。また、職員の各戸配布による各地区館だよりの配布は、地域住民とのコミュニケーションの場としても重要であることから、今後も継続して実施していく。
- ④ 引き続き、子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域問題・社会的問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めていく。
- ⑤ 多摩・島しょわがまち活性化事業の助成を受け「ここがふるさと 東大和の魅力発見・発信し隊」を平成27年度から3年間実施する。
- ⑥ 市民大学・東大和グリーンカレッジは、社会教育活動等への市民参画を目指している。2本のコースのうち、Aコースで市長施政方針である自由民権運動をPRする内容を盛り込む。
- ⑦ 市民大学を今までの公民館講座からの脱却を図り、市民自身の手による自立した企画運営につなげるため、「市民大学」を「未来大学」と改名し、企画運営委員養成講座を実施する。
- ⑧ 平成29年度は狭山公民館・蔵敷公民館の保育士賃金を、保育室を有する南街公民館、上北台公民館の2館に移行し、保育付講座は、中央公民館を含めた3館での

実施とする。

- ⑨ 平成26年度に中央公民館、27年度に狭山公民館、28年度に蔵敷公民館外壁調査を実施したことを受け、外壁工事を実施計画化する。また中央公民館ホール天井耐震化も実施計画化する。

(中央公民館)

- ⑩ 引き続き、図書館協議会に対して図書館奉仕について意見を求め、市民により利用される図書館運営に努めていく。

また、平成28年度第2回図書館協議会に諮問した「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」図書館協議会から答申を受け、教育委員会としての結論を導いていく。

- ⑪ 選書に当たっては、利用者の要求及び蔵書の内容、予算等を勘案しつつ、日常的に東大和市立図書館の蔵書に厚みと広がりを加えていく視点が必要である。

さらに、さまざまな年齢、職業、思想及び信条の利用者の要求に応えられるよう、あらゆる分野の資料を収集するように努めていく。

- ⑫ (ア) 小学校と連携を図り、小学3年生を対象に図書館見学を実施することにより、図書館の概要説明や館内見学を通して図書館のことを知ってもらうとともに、本の楽しみ方を味わってもらう。

また、児童に対して図書館利用カードを作ってもらう機会となることから、見学会後も継続的に利用してもらえるようにする。

(イ) 「総合的な学習」や「調べ学習」など学校図書館では足りない部分の援助を引き続き行っていく。また、読書旬間等の行事へも引き続き協力していく。

- ⑬ 引き続き、資料購入費の確保や他の図書館との連携を図っていき、利用者の求める資料を迅速かつ的確に提供できるようにする。予約待ち人数の多い資料は、「人気の本」のチラシを掲示して資料の寄贈を呼びかける。リクエストサービス制度を知らない利用者にホームページや図書館だよりなどを通してその内容を周知する。

- ⑭ 利用者からの幅広い調査依頼に迅速、的確に対応するためにレファレンス資料の充実に努めるとともにそれらを使いこなすためのスキルアップ研修を行う。

- ⑮ 引き続き、東村山市立図書館、武蔵村山市立図書館及び立川市図書館との相互利用を継続し、図書館利用者の利便性を図る。

- ⑯ 「東大和市子ども読書活動推進計画」に基づき子どもの読書活動を支援し推進していく。健康課の実施する「ブックスタート」事業に協力し、子どもと保護者が絵本に親しむきっかけ作りをする。

(中央図書館)

- ⑰ 引き続き、郷土博物館協議会に対して運営に関する基本的な事項について意見を求め、さらに魅力ある郷土博物館を目指していく。

- ⑱⑲ 郷土博物館は、平成6年4月の開館から22年が経過し、学校との連携は定着してきた。一方で常設展示室の展示情報が古くなり、展示機器が故障するなどして学習に耐えられない状況もあるため、限られた予算のなかで工夫をしながら改修や他の展示媒体への変更を計画していく。

- ⑳ 旧日立航空機(株)変電所は、平成7年の文化財指定に際して修復工事を施し、平和教育に活用してきたが、コンクリート建造物の特徴である劣化が徐々に進行している。今後、建物を適正に保存しながら、可能な限り公開する機会を増やすため、修復方法の技術的検討を図っていく。

- ㉑ プラネタリウムは、郷土博物館の集客実績の根幹をなしている。PR方法の改善

や投影番組の選定についてさらに検討を重ね、一層の集客に努めていく。

- ② 郷土博物館周辺の自然環境や収蔵資料、市内外に存する文化財やそのデータはもとより、プラネタリウムを有効に活用した教育普及活動を実施してきた。今後もさらに充実していく。

講座等は、市民の多様な学習要求に応えるため、自然、郷土史、天文等の各分野にわたる学習の機会を設けた。今後もその均衡を保ち、さらに充実するよう努めていく。

- ⑳㉑ 小学校への職員派遣はもとより、小・中学校の教育研究会理科部会及び社会科部会の要請に応え、講師派遣を行うと共に、これまでに倣い、市役所の新入職員への講義や、その他諸団体の要請に基づく郷土史や自然環境の講義に職員を派遣する。
- ㉒ より多くの市民の方々に郷土博物館の活動を周知し、利用の促進を図るため、さらなるPRに努めていく。

(社会教育課)

(4) 郷土文化財の保存・継承と文化施設の整備

郷土文化財の保存・継承と文化施設の整備を一層進める。

- ① 郷土の貴重な文化遺産や伝統芸能を保存・継承するとともに、古文書、史跡等の保存・整備に努める。
- ② 郷土の誇る芸術家の作品収集と修復、保存を行うとともに、文化施設の整備と公開の拡充に努める。
- ③ 前回の修復から20年が経過をした、市指定の文化財である「旧日立航空機株式会社変電所」の整備に努める。

■施策の取組状況

(仮称) 東大和郷土美術園の整備と、旧日立航空機株式会社変電所の公開機会を増加した。

- ① (仮称) 東大和郷土美術園の特別公開

春(5月21日、22日)と秋(11月26日、27日)に公開し、同時に展示ガイド、おうちガイドなどを行った。年間合計で545人[650人]の来園があった。

- ② 旧日立航空機株式会社変電所の公開

28年4月から毎月第2日曜日を定例として、文化財ボランティアとともに公開した。その他、うまかんべえ～祭や平和市民の集いに伴う公開、第二小学校6年生の授業対応など、全45回の公開を行った。

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① (仮称) 東大和郷土美術園は、管理する郷土博物館に25年8月から美術担当の嘱託員を配置したこととあわせ、郷土博物館での吉岡堅二特別展の開催や、他のイベントとのタイアップをさらに進め、現状の公開日数を徐々に増やして、市の内外に話題を提供できるよう取り組んでいく。

また、郷土美術園の主屋ほかを国登録有形文化財に登録するため、東京都を通じて文化庁へ申請をした。

旧日立航空機株式会社変電所保存のために、修復工事の方法などを検討するための調査を委託により実施する。

(社会教育課)

(5) スポーツの振興

生涯スポーツの振興、健康・体力づくりを積極的に進める。

- ① だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、東京都の補助金を活用する中で、スポーツ施設の改修、整備に努める。
- ② 東大和市体育協会やスポーツ推進委員と連携を図る中で、各種スポーツ行事を実施することで、市民の健康づくりをサポートする。
- ③ 「第三次東大和市生涯学習推進計画」の策定にあわせ、スポーツ基本法でうたわれている「地方スポーツ推進計画」を策定する。
- ④ 学校は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据え、児童・生徒が生涯にわたって運動に親しもうとする態度の育成に努める。
また、学校間の運動交流を企画したり、児童・生徒が積極的に市民運動会等に参加したりできるよう運動機会の拡大に努める。

■施策の取組状況

- ① スポーツ推進計画の策定
スポーツ基本法でうたう地方スポーツ推進計画として、「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」を策定した。
- ② スポーツ施設の整備
指定管理者と調整を行い、各体育施設の修繕等を行い、良好なスポーツ環境の整備に努めた。
- ③ スポーツ推進委員協議会
スポーツ推進委員協議会は、スポーツ基本法第32条に基づき委嘱されたスポーツ推進委員で構成し、当市のスポーツ推進のため、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うことを目的に活動した。
<実績等> スポーツ推進委員協議会
定例会 12回 [12回]
各種スポーツ大会等 6回 [5回]
- ④ スポーツ指導者の育成
地域のスポーツ実技の指導やスポーツ活動促進のための組織の育成等を行っているスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図った。
<実績等> 講演会派遣 3回[3回] 技術講習会 5回[6回]
(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」に基づき、スポーツの振興に努める。
- ② スポーツ推進のため、スポーツ推進委員によるスポーツの実技指導等を積極的に実施する。
- ③ 引き続き、地域のスポーツ指導者であるスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術力の向上を図る。
また、各種団体やグループの自主的なスポーツ・レクリエーション活動を推進するため指導者の育成は重要と考えられるので、東京都体育協会等が実施している指導者育成講習会等の情報提供体制を整備する。

- ④ 平成24年度に設立された地域スポーツクラブは地域住民が運営主体となって活動していくものであり、地域のスポーツ振興に寄与する団体のため引き続き支援を行う。

(社会教育課)

(6) 施設の利用促進

文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るだけでなく、民間施設等の活用を図るなど、文化活動、体育活動の場の確保に努める。

■ 施策の取組状況

① 学校体育施設の利用促進

各小中学校に世話人を配置し、毎月打合せ会を開催して各使用団体間で調整のうえ使用申込みの取りまとめを行った。

また、打合せ会で予約の入らなかった日を毎月24日(日・祝日の場合は翌日)から、先着順により貸出しを行った。

区 分	校 庭	体 育 館
小 学 校	1, 860件 [1, 823件]	2, 845件 [2, 667件]
中 学 校	49件 [46件]	1, 703件 [1, 594件]

② 体育施設の利用促進

使用日の属する月の2か月前の月の15日から25日の間に抽選予約の受付、その後使用月の属する月の1か月前の5日(日・祝日の場合は翌日)から一般受付を行い、体育施設の利用促進を図った。また、市民体育館では、利用割当を設定し、団体及び個人への貸出しを行った。

<実績等>

区 分	個 人	団 体	計
東大和市 Rond みんなの体育館	69, 863件 [63, 550件]	5, 865件 [5, 675件]	75, 728件 [69, 225件]
東大和市 Rond テニススクエア	7, 449件 [7, 037件]	—	7, 449件 [7, 037件]
東大和市 Rond 上仲原野球場	—	798件 [689件]	798件 [689件]
東大和市 Rond 桜が丘フィールド	—	2, 161件 [1, 994件]	2, 161件 [1, 994件]

③ スポーツ活動の場の提供

児童や青少年の健全育成を目的とした大会及び教室を実施した。

<実績等>

名 称	期 日	参 加 者	対 象 者
ニュースポーツで遊ぼう!	平成28年9月10日(土)	62人[66人]	小学生とその保護者

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 地域における身近で親しみやすいスポーツ活動の場である学校体育施設の開放については、重要と考えられるので引き続き利用の促進を図る。
- ② 平成27年4月1日から、東大和市 Rond みんなの体育館、東大和市 Rond みんなのプール、東大和市 Rond 桜が丘フィールド、東大和市 Rond テニススクエア、東大和市 Rond 上仲原野球場については指定管理者制度を導入したため指定管理者と連携を図り、市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため体育施設の貸出しを引き続き行い利用の促進を図る。

また、市民体育館については、利用ニーズに合わせた利用割当とするよう指定管理者と連携し見直しを定期的に行い、さらなる利用の促進に努める。

- ③ 児童・青少年にとってスポーツ活動に親しむことは、心身の健全な発達を図るうえで大きな役割を果たすとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うという重要な意義を有していることから、引き続き児童や青少年を対象とした教室や大会等を指定管理者と連携を図り実施する。

また、対象者のニーズに合った種目や実施日時等の再検討を行い、一人でも多くの参加を促すことが必要である。

(社会教育課)

(7) 児童・生徒の各種行事への参加の推進

児童・生徒がより一層社会教育事業に参加できるよう、学校との連携を推進していく。

■施策の取組状況

- ① 第46回ふれあい市民運動会での小中学生リレー種目では、全小中学校からの参加を得ることができた。

また、都立東大和南公園陸上競技場で行った第51回東大和ロードレース大会では、小学4年生以上の市内外の児童生徒が、合計で10部門545人の参加があったほか、第27回多摩湖駅伝大会でも小中学生が4部門で138チームの参加があった。

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 社会教育事業への児童生徒の参加は、年々増加する傾向にある。引き続き学校との連携を図る中で、児童生徒への働きかけを積極的に行っていく。

(社会教育課)

基本方針 4

「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

教育行政には学校・家庭・地域の協働と市民の教育参加を積極的に進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育改革を力強く展開することが求められる。

そのために、東京都教育委員会等との緊密な連携・協力のもとに、東大和市の特性を踏まえた教育行政を進めるとともに、市民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を推進する。

(1) 【開かれた学校づくりの推進】

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民、さらには学識経験者の参画を求めるとともに、学校経営計画に基づく学校関係者評価の充実等、開かれた学校づくりを一層推進する。

- ① 学校においては、学校経営方針や日常の教育活動・学校評価などから明らかになった成果と課題を積極的に公開し、保護者・地域の理解と協力を得るよう努める。

(2) 【学校の組織的運営の確立】

校長がリーダーシップを発揮し、職層に応じた責任の明確化を進め、組織目標が達成されるよう支援する。

- ① 校長は、学力向上及び小中一貫教育の推進を図るため、学校経営方針を職員と共有し、学校の組織力を高め、学校教育の活性化を図る。
- ② 校長、副校長、主幹教諭をはじめ事務主事等による経営支援部を校務分掌に位置付け、学校経営の工夫改善を図る。

(3) 【教員研修の充実】

国語や算数・数学、外国語、理数教育、「特別の教科道徳」等に重点を置いた指導力向上のための研修や、いじめや体罰防止の視点に立った研修等、より実践的な研修を計画的に実施する。

- ① 主任教諭等を対象とした「学校リーダー育成研修」をはじめ、学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図る。
- ② 主任教諭任用時研修を実施し、主幹教諭の補佐、各分掌間での業務の調整など、学校運営上の重要な役割を担う能力を育成する。
- ③ 学校においては校内研修やOJTを活用し、組織的・計画的な人材育成に取り組む。
- ④ すべての学校において、「特別の教科道徳」に関する研修が実施できるよう、支援体制を整える。

(4) 【教育ボランティアの活用】

教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に活用するなど、市民の教育参加の機会を拡充する。

(5) 【学校施設の効率的な運営】

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

(6) 【学校施設等の整備】

安全で安心な教育環境の確保を図るため、学校施設の計画的な改修・改善に努める。

- ① 平成29年4月の稼動に向けて、新学校給食センターの建設及び運営準備を進める。
- ② 校舎の非構造部材の耐震化、特別教室の冷房化の推進、トイレの尿石除去清掃の実施等を検討する。

(7) 【教育環境の整備】

東大和市立学校の教育環境については、最新の状況を注視しながら、対策の検討を進める。また、校務ネットワーク・システムについては、学校での運用状況、情報セキュリティ対策の動向等、適正な活用に努める。

(8) 【危機管理体制の充実】

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応の在り方等の改善及び充実を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。さらに、大地震などの災害時に対応するための防災教育の充実を図る。

- ① 児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるように自転車運転免許制度を関係機関の協力を得て実施する。
- ② 学校においては、児童・生徒の命を守る体制を強化するため、水泳指導前など適切な時期を捉えて、救急救命研修を実施する。

(9) 【安全対策の推進】

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、スクールガードリーダーの取組やスクールガード等による登下校時の見守り活動や通学路の安全点検を推進する。

- ① 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。
- ② 登下校時の見守り体制の強化を図るため、小学校の通学路に防犯カメラの計画的な設置を進める。

(10) 【アレルギー疾患への対応】

アレルギー疾患に対応するため、「東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル」に基づき教員の共通理解を図り、定期的な校内研修や訓練を実施する。

- ① 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を活用して、平常時の事故防止を徹底するとともに、緊急時の役割分担を明確にした訓練を実施するなど、校内体制の整備を図る。
- ② エピペン®の実技講習会を開催するとともに、学校給食での事故防止策の徹底を図るなど、教員への支援に努める。
- ③ 給食センターにおいて、安心・安全な学校給食を提供するため、アレルギー詳細献立表を作成する等、家庭・学校との連携及びチェック体制の強化に努める。

■主要施策

(1) 開かれた学校づくりの推進

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民、さらには学識経験者の参画を求めるとともに、学校経営計画に基づく学校関係者評価の充実等、開かれた学校づくりを一層推進する。

- ① 学校においては、学校経営方針や日常の教育活動・学校評価などから明らかになった成果と課題を積極的に公開し、保護者・地域の理解と協力を得るよう努める。

■施策の取組状況

- ① 学校毎の学校運営連絡協議会の実施

市内全小・中学校において、年3回以上の学校運営連絡協議会を開催し、学校に対する理解と改善意見を受け、学校経営へ反映させることができた。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

- ② 学校評価研修会の実施

学校教育法の改正に伴い、学校評価の導入に関する研修会を校長及び学校運営連絡協議会委員を対象に実施した。

<実績等> 校長対象 1回[1回]

学校運営連絡協議会委員対象 1回[1回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①② 学校評価の導入に伴い、学校評価を活用し開かれた学校づくりを一層進める。そのために、児童・生徒や保護者等の授業評価を積極的に取り入れる。

(指導室)

(2) 学校の組織的運営の確立

校長がリーダーシップを発揮し、職層に応じた責任の明確化を進め、組織目標が達成されるよう支援する。

- ① 校長は、学力向上及び小中一貫教育の推進を図るため、学校経営方針を職員と共有し、学校の組織力を高め、学校教育の活性化を図る。
- ② 校長、副校長、主幹教諭をはじめ事務主事等による経営支援部を校務分掌に位置付け、学校経営の工夫改善を図る。

■施策の取組状況

- ① 各学校における学校経営方針の作成

学校経営方針を作成し、予め設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さを当該学校の全校職員が検証し評価を行った。

- ② 当初訪問の実施

各学校の学校経営方針の重点・人事等について聞き取り、学校経営の支援を行った。

<実績等> 当初訪問実施校 15校[15校] 15回[15回]

- ③ 指導室訪問等の実施

校長の学校経営方針等を聞き取り、学校における児童・生徒の教育活動を参観す

ることにより、校長の学校経営支援に役立てた。また、研究授業を実施し、指導主事が指導助言することにより教員の授業改善を図った。さらに、様々な課題について校長・教職員と協議・懇談により交流を図り、学校の教育課題の解決を図った。

<実績等> 指導室訪問等実施校 15校[15校] 15回[15回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

①～③ 市内全小・中学校において行っている自己評価の内容を保護者、地域住民に説明し、教育の改善に向けた具体的な交流、協力活動を行う。

また、当初訪問及び指導室訪問の内容充実を図り、各校の特色ある学校づくりを支援していく。

(指導室)

(3) 教員研修の充実

国語や算数・数学、外国語、理数教育、「特別の教科道徳」等に重点を置いた指導力向上のための研修や、いじめや体罰防止の視点に立った研修等、より実践的な研修を計画的に実施する。

① 主任教諭等を対象とした「学校リーダー育成研修」をはじめ、学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図る。

② 主任教諭任用時研修を実施し、主幹教諭の補佐、各分掌間での業務の調整など、学校運営上の重要な役割を担う能力を育成する。

③ 学校においては校内研修やOJTを活用し、組織的・計画的な人材育成に取り組む。

④ すべての学校において、「特別な教科道徳」に関する研修が実施できるよう、支援体制を整える。

■施策の取組状況

① 初任者研修の実施

初任者教諭及び期限付任用教員を対象に、初任者研修会を実施した。内容としては、服務、学級経営、安全指導、人権教育、特別支援教育等の講義及び授業研究等を行い、また夏期休業中に宿泊研修会を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校10人、中学校3人 合計13人[17人]

回数11回[11回]

② 2・3年次授業研究の実施

2・3年次教諭を対象に、1人の教員につき①年間3回の授業研究②年間4回の校外における研修を実施した。各校の教育課題に基づく学習指導案の作成及び授業研究を行い、また夏期休業中に教科領域の指導についての学習指導法研修を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校25人、中学校13人 合計38人[29人]

授業研究回数 延べ114回[96回]

③ 10年経験者研修の実施

10年経験者教諭を対象に、研修会を実施した。夏期休業中を中心に学習指導法研修、生活指導・進路指導事例研修、人権教育・法規研修、教職員服務研修等を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校10人、中学校4人 合計14人[12人]

回数7回[7回]

④ 経営塾やまとの実施

管理職を対象に、研修会を実施した。「オリンピック・パラリンピック教育の充実」や「パナソニックの人材育成と組織」についての講義・演習を行った。

＜実績等＞ 対象校長・副校長 小学校21人、中学校7人 合計28人[14人]
回数 1回[3回]

⑤ 師範研修やまとの実施

管理職の推薦する主幹・教諭を対象に、研修会を実施した。「経営塾やまと」の内容に加え、市内副校長、主幹・主任教諭による講演（「リーダーに求められる資質」）を行った。

＜実績等＞ 対象教諭 小学校4人、中学校0人 合計4人[12人]
回数 2回[5回] (指導室)

■今後の取組の方向性

①～⑤ 職層に応じた研修内容を充実し、教員の職層に応じ人事考課と連動した能力開発型の研修の充実に努める。

(指導室)

(4) 教育ボランティアの活用

教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に活用するなど、市民の教育参加の機会を拡充する。

■施策の取組状況

① 教育ボランティアの活用

指導室を拠点として教育ボランティアを登録し、各学校が必要に応じて活用できるように整備した。各校では、教科指導補助、部活動指導等で活用し、教育活動が充実した。

＜実績等＞ 教育ボランティアの登録数 142人 [154人]
各学校の教育ボランティアの活用数 延べ1,311人[1,457人]
(指導室)

■今後の取組の方向性

① より多くの教育ボランティアを確保するために市ホームページや市報に募集案内を掲載するとともに、各学校においてボランティアを活用できるように、近隣大学（明星大学、国立音楽大学、白梅学園大学等）への募集を進める。また、今後も教科指導補助等、学校の教育活動全般を視野に入れて活用を図っていく。

(指導室)

(5) 学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

■施策の取組状況

施設の利用促進【再掲〈44～45ページ〉】

- 今後の取組の方向性
施設の利用促進【再掲〈44～45ページ〉】

(6) 学校施設等の整備

安全で安心な教育環境の確保を図るため、学校施設の計画的な改修・改善に努める。

- ① 平成29年4月の稼動に向けて、新学校給食センターの建設及び運営準備を進める。
- ② 校舎の非構造部材の耐震化、特別教室の冷房化の推進、トイレの尿石除去清掃の実施等を検討する。

■施策の取組状況

- ① 学校施設等の計画的な改修・改善

良好な学習環境を確保するため、計画的に学校施設の整備を行った。

- ア 非構造部材の耐震化を図るため、第七・第八小学校において、外壁改修工事を実施した。また、小学校校舎非構造部材調査及び小学校体育館バスケットゴール耐震化設計を実施した。
- イ 防災機能強化のため、第六・第七・第八・第九・第十小学校において、マンホールトイレ設置工事を実施した。
- ウ 第一・第五小学校トイレ洋式化工事を実施した。
- エ 中学校特別教室冷房設備設置工事設計を実施した。
- オ 第三小学校屋上防水改修工事を実施した。
- カ 第二小学校プール循環配管等改修工事を実施した。
- キ 第一・第七・第十小学校及び第五中学校体育館雨樋等改修工事を実施した。
- ク 第九小学校給水管洗浄を実施した。
- ケ 第四・第八小学校校庭芝生化維持管理を実施した。
- コ 第一中学校水飲栓直結給水化改修工事を実施した。

- ② 芝生維持管理組織構成員のボランティア保険への加入

校庭芝生化を実施した第四小学校、第八小学校において、日常の芝刈り作業、施肥作業を行っている芝生維持管理組織構成員のPTA、おやじの会、校庭利用団体、地域の方等が行う際の万一の事故に備えるため、ボランティア保険に市の負担により加入した。

<実績等> 加入人数 18人 [17人]

(学校教育課)

- ③ 新学校給食センター建設事業

- ア 新学校給食センターの建設にあたって必要な届出等を関係行政機関に提出した。
- イ 新学校給食センターの建設に伴って、桜が丘市民広場に設置していた防災行政無線(固定系)の屋外拡張子局を新学校給食センターの屋上に設置した。
- ウ 新学校給食センター新築工事に係る建築工事、厨房・給排水衛生設備工事、空気調和設備工事及び電気設備工事が完了した。
- エ 学校給食の調理配膳業務委託について、「調理配膳業務委託候補者選定委員会」による業者選定(公募型プロポーザル方式)を行い、委託契約を締結した。
- オ 学校給食運営準備として、学校給食食器等の購入を行った。

(給食課)

■今後の取組の方向性

- ① 良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、計画的に学校施設の整備を行う。特に、児童・生徒の安全性を確保するとともに地域の避難場所としての役割を果たす、小中学校施設の非構造部材の耐震化の推進を図る。
- ② 校庭芝生化維持管理を行っている構成員等が安心して活動できるよう引き続きボランティア保険に市の負担により加入する。

(学校教育課)

- ③ 新しい学校給食センターの稼働を早期に安定させる。また、施設を活用し、試食会・食育等の事業を積極的に推進する。

(給食課)

(7) 教育環境の整備

東大和市立学校の教育環境については、最新の状況を注視しながら、対策の検討を進める。また、校務ネットワーク・システムについては、学校での運用状況、情報セキュリティ対策の動向等、適正な活用に努める。

■施策の取組状況

- ① 特別支援学級等の適正配置

「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針」に沿って、第三中学校に情緒障害等通級指導学級を設置した。

■今後の取組の方向性

- ① 国の通知やガイドライン等、最新の状況を注視しながら、教育委員会で定めた方針に沿った検討を行う。

(学校教育課)

(8) 危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応の在り方等の改善及び充実を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。さらに、大地震などの災害時に対応するための防災教育の充実を図る。

- ① 児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車運転免許制度を関係機関の協力を得て実施する。
- ② 学校においては、児童・生徒の命を守る体制を強化するため、水泳指導前など適切な時期を捉えて、救急救命研修を実施する。

■施策の取組状況

- ① 不審者情報の提供

不審者事案発生時に、各学校から不審者情報を迅速に報告、周知させることによって二次被害防止に努めた。通報者から連絡を受けた学校は、指導室に報告するとともに、プライバシー等に配慮しつつ市内各小・中学校、東大和警察署生活安全課

等に連絡し、指導室は教育委員会事務局各課に連絡するとともに防災安全課に情報提供した。

<実績等> 件数 42件[41件]

(指導室)

② 自転車運転免許制度

児童を交通事故から守り、安全に自転車を乗れるように、基本的な自転車の乗り方、交通ルールについての講習会・実技指導を警察、交通安全協会、保護者、関係機関の協力を得て、小学校全校で行った。

<実績等>

ア 講習会（全児童を対象に講習及びペーパーテスト）修了者に運転免許証及び反射合格シールを配布

イ 実技指導（3年生対象）

(単位：人)

内 訳	参加者数	内 訳	参加者数
教職員	48 [37]	警察署・駐在所	21 [22]
児 童	822 [670]	交通安全協会	49 [48]
P T A ・ 保 護 者	134 [124]	教育委員会・土木課	31 [24]

* 昨年未実施だった九小の現4年生（42人）も合わせて実施

(学校教育課)

③ スタントマンによる体験型自転車交通安全教室

交通ルールの遵守及び交通マナーの向上、交通安全に対する意識の高揚を図るため、スタントマンの交通事故実演による、交通安全教室を実施した。

<実績等> ア 実施日時 第五中学校 平成28年5月6日（金）

午後1時30分～午後3時00分

第二中学校 平成28年5月14日（土）

午後1時30分～午後3時00分

イ 参加者 全生徒、警察署、教育委員会、土木課、地域住民等

(土木課)

④ 交通擁護ボランティアのボランティア保険への加入

学期のはじめ等に通学路で交通擁護ボランティア活動を行っている保護者、P T A等の万一の事故に備えるため、傷害補償と賠償責任補償が一体となったボランティア保険に市の負担により加入した。

<実績等> 加入人数 705人[540人]

(学校教育課)

⑤ 総合防災訓練の実施と学校防災マニュアルの改訂

第二中学校において学校と地域・保護者とが連携した総合防災訓練を実施し、学校と地域との連携のあり方について確認する機会とした。また、東日本大震災を教訓として一部改訂した学校防災マニュアルを活用し、防災教育のあり方について各校で見直しを行った。

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 個人情報等の取り扱いに配慮しつつ、不審者情報の連絡体制を強化する。
(指導室)
- ② 交通事故を防止するため、引き続き警察、交通安全協会、保護者、関係機関と連携を図り、自転車の講習会・実技指導を行う。特に交差点の安全な渡り方や生活道路での自転車の乗り方について、重点的な指導を行う。
保護者に対しては、教育委員会だよりやパンフレットにより児童の交通安全について、一層の啓発を図る。
- ③ 交通事故の重大さや交通ルールの一層の理解を深めるため、交通事故の疑似体験を取り入れた交通安全教室の実施について、担当の土木課に働きかけていく。
- ④ 交通擁護ボランティア活動を行っている保護者、PTA等が安心して活動できるよう引き続きボランティア保険に市の負担により加入する。
(学校教育課)
- ⑤ 第一中学校の教育実践を市内全小・中学校に広げるとともに、学校防災マニュアルを基に、義務教育9年間を見通した系統的防災教育計画を各中学校区で検討・作成していく。
(指導室)

(9) 安全対策の推進

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、スクールガードリーダーの取組やスクールガード等による登下校時の見守り活動や通学路の安全点検を推進する。

- ① 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。
- ② 登下校時の見守り体制の強化を図るため、小学校の通学路に防犯カメラの計画的な設置を進める。

■施策の取組状況

- ① 学校安全ボランティア（スクールガード）のボランティア保険への加入
学校安全ボランティア（スクールガード）が通学路の見守りや地域のパトロールを行う際の万一の事故に備え、傷害補償と賠償責任補償が一体になったボランティア保険に市の負担により加入した。
<実績等> 加入人数 45人[49人]
- ② 地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）による巡回指導
元小学校長1人をスクールガードリーダーとして委嘱し、各小学校を巡回して防犯面の取り組みを確認した上で、指導・助言を行った。
<実績等> 平成29年2月2日～2月16日 小学校10校[10校]
中学校 5校[0校]
(学校教育課)
- ③ セーフティ教室の実施
全小・中学校において、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけるセーフティ教室を実施した。
<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

非行防止 11回 [9回] 犯罪被害防止 13回 [13回]

(指導室)

④ 地域安全マップづくりの推進

児童が通学路における危険から身を守るための力をはぐくめるよう、各小学校では、地域安全マップづくりに取り組んだ。

<実績等>

- ・親子点検の結果で作成 1校(八小) [4校 四・七・八・九小]
- ・授業の中で作成 7校(一・三・五・六・七・九・十小)
[4校 三・七・九・十小]

⑤ 防犯ブザーの貸与

児童・生徒の登下校時の安全を図るため、新小学1年生に防犯ブザーを貸与した。

<実績等> 748個 [787個]

⑥ 交通安全帽子(黄色)の配布

児童の登下校時の安全を図るため、新小学1年生に交通安全帽子(黄色)を配布した。

<実績等> 748個 [762個]

⑦ 通学路における合同点検の実施

学校、保護者等、警察署、道路管理者及び教育委員会の5者が参加して、通学路における合同点検を夏休み期間中に実施した。

<実績等> 平成29年3月末時点での実施状況

点検箇所 36箇所 [35箇所]

(うち対策必要箇所) 29箇所 [29箇所]

対策済み箇所 25箇所 [22箇所]

※対策済み箇所とは、対策必要箇所においての対策が全て完了した箇所をいい、対策済みとなっていない箇所については、対策を検討中若しくは対策を実施中であるが完了していない箇所をいう。

⑧ 通学路防犯カメラの設置

東京都の補助金を活用して、平成27年度・28年度の2か年で、市内小学校全10校の通学路に1校あたり5台を整備する。平成28年度は、10校に25台の防犯カメラを設置し、全50台の設置が完了した。

(学校教育課)

■今後の取組の方向性

① 学校安全ボランティア(スクールガード)がそれぞれの地域で無理なくパトロールや見守り活動が続けられるよう、支援に努めていく。

②③ 地域学校安全指導員(スクールガードリーダー)を引き続き配置し、小学校の学校施設や通学路等の点検を行っていく。

(学校教育課)

④⑤ 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を身に付けるため、セーフティ教室の内容の充実や地域安全マップづくりの一層の支援に努める。

(指導室)(学校教育課)

⑥ 引き続き、新小学1年生に防犯ブザーの貸与を行う。

⑦ 引き続き、新小学1年生に交通安全帽子(黄色)の配布を行う。

- ⑧ 引き続き、通学路における合同点検を実施する。

(学校教育課)

(10) アレルギー疾患への対応

アレルギー疾患に対応するため、「東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル」に基づき教員の共通理解を図り、定期的な校内研修や訓練を実施する。

- ① 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を活用して、平常時の事故防止を徹底するとともに、緊急時の役割分担を明確にした訓練を実施するなど、校内体制の整備を図る。
- ② エピペン®の実技講習会を開催するとともに、学校給食での事故防止策の徹底を図るなど、教員への支援に努める。
- ③ 給食センターにおいて、安心・安全な学校給食を提供するため、アレルギー詳細献立表を作成する等、家庭・学校との連携及びチェック体制の強化に努める。

■施策の取組状況

- ① 定期的な校内研修や訓練及びエピペン®の実技講習会を各学校で実施し、事故防止の徹底努め、また緊急時対応の体制を整備するために、アナフィラキシー対応ホットラインの開設準備を行った。
- ② 文部科学省が作成したアレルギー疾患に関連する資料を学校へ配布することにより、教員の共通理解及び周知を図った。
- ③ アレルギー疾患の状況把握のため、新小学1年生は就学時健康診断時に、在校生は学校において、調査を実施し状況把握に努めた。
- ④ 新学校給食センターにおいて除去食の提供が開始されること、アナフィラキシー対応ホットラインの開設等に対応するため、「東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル」の改訂を行った。

(学校教育課)

- ⑤ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を提出した児童・生徒の保護者と面談を行い、個々のアレルギー情報把握に努め、アレルギー献立表等を提供した。また、アレルギー情報提供依頼書が提出された場合も同様にアレルギー献立表等を提供した。
また、誤って摂取した場合、重篤な症状となるピーナッツ（落花生）、くるみ、カシューナッツは引き続き学校給食で使用しなかった。また、新学校給食センター稼働後に実施を予定しているアレルギー除去食について、学校と協力して除去食を希望する児童・生徒の保護者等と面談を行った。

(給食課)

■今後の取組の方向性

- ①② 引き続き、各学校において定期的に校内研修等を実施し、また、最新の情報を学校へ提供することにより、事故防止を図り、緊急時対応の体制を整備するため、アナフィラキシー対応ホットラインを開設する。
- ③ 引き続き、アレルギー疾患に関する調査を複数回実施し、状況把握に努める。
(学校教育課)
- ④ 新学校給食センター稼働後に実施を予定しているアレルギー除去食について、学

校や関係機関及び調理配膳業務委託業者との調整を図り、安心・安全な学校給食の実施に努める。

(給食課)

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

聖徳大学大学院教職研究科教授 廣嶋 憲一郎

1 「学力の向上」に向けた着実な前進

東大和市教育委員会では、子どもの学力の向上を目指して様々な施策を継続してきました。

具体的には、小中学校全校への「習熟の程度に応じた少人数学習指導員の配置」「協力指導員（ティームティーチャー）の配置」、中学校における「放課後等補習教室の実施」、小学校への「学習支援員の配置」などの人的措置に加え、小中学校の第一学年の保護者に「家庭学習の手引き」を配布し、家庭での学習習慣の定着を目指してきました。

こうした施策は徐々に成果をもたらし、平成29年度の全国学力学習状況の調査結果では、小中学校の国語、算数・数学のいずれにおいても全国平均に接近し、特に中学校数学はほぼ全国平均に並ぶまでになりました。

学力向上には、学校の努力は勿論ですが、家庭の協力による学習習慣の定着が欠かせません。今後とも、子どもの学習習慣の定着を図るため、学校と家庭が連携・協力して子どもの成長を支援していただきたいと思っています。

2 「いじめ」「不登校」へのきめ細かな対応

「いじめ・不登校」の根絶は、子どもの人権を擁護する極めて重要な課題であるといえます。「いじめ防止」についての施策では、「学校いじめ対策委員会」の設置、「いじめ電話相談」の開設、児童・生徒、保護者を対象にした「いじめに関する調査」の実施、「いじめの未然防止のための授業」の実施、「いじめ防止のためのシンポジウム」の開催などが上げられます。また、「不登校への対策」については、「スクールカウンセラーによる児童・生徒への面接」、教育委員会内の「不登校対策研究推進チーム」の設置などが上げられます。

これらの施策の特徴は、行政、学校、家庭、地域が一体となって、「いじめ・不登校」の根絶を目指そうとしているところにあるといえます。現状では、十分な成果が上がっているとはいえない面もありますが、このようなきめ細かな対応を継続することによって、関連して発生することも多い「いじめ・不登校」の早期発見・対応が図れるものと思われます。なお、今後の取組として、全小中学校を不登校対策研究協力校に指定し、不登校児童・生徒の一層の減少を目指すことになっており、その成果に期待します。

3 オリンピック・パラリンピック教育の推進

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは子どもたちに未来への夢や希望を持たせ、自分の生き方を考えさせることができる絶好の機会であると思われます。オリンピック・パラリンピック教育の推進に当たっては、学校では東京都の教育読本や映像資料などを活用して、意義や歴史を学んでいるとの報告が見られます。また、社会教育では、オリンピック選手を招いての多摩湖駅伝や車いすバスケットボール大会の開催などが企画され、市民に向けてもオリンピック・パラリンピックの意義を考える機会が提供されています。

今後は、学校教育と社会教育が連携して、子どもたちのスポーツへの関心を高めると共に、広く市民も働きかけて、ボランティアマインドの醸成や障害者理解教育の推進が図れることを期待します。

4 今後の課題—新学習指導要領への対応

新しい学習指導要領が小学校では2020年度、中学校では2021年度から完全実施されます。来年度からは、移行措置も行われます。新学習指導要領は、社会の大きな変化を見越して、「何を身に付けるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を中心にして大きな改善が見られます。教育委員会においては、そのための研修の機会や資料提供等を積極的に進めていきますようお願いいたします。

平成28年度の市教育委員会の運営状況や施策の点検・評価について、教育行政や学校が市民から一層信頼が得られるよう、今後の施策推進に役立ててほしい。

1 市教育委員会と学校からの積極的な情報発信

教育委員会だより（年4回、計3万部）は日常の教育施策や活動が明確に分かりやすく示されており、市役所、図書館、公民館等の公共施設で市民が手にとっている光景がみられる。また教育長日記は120号を超えて、時々全国学力状況調査の結果に触れ、年々全国平均との比較をグラフで示し、学校や教員に効果的な啓発資料となっている。これらの広報紙は毎月発行の学校便り（校長室だよりも含む）の質的向上と情報発信の活性化に影響を与えている。学校便りは自治会で回覧しているところもあり、市民にとって学校の行事や様子が身近に受け止められるよい機会となる。学校の地域への渉外関係は副校長が窓口になって対応していることが多いが、「地域に開かれた学校」を目指すためにも、それをサポート、ネットワークの構築、情報発信できる教員を分掌に位置付けて、少しでも地域に貢献できる教員を育てていきたい。

2 青少年の健全育成、危機管理及び特別支援教育の充実への期待

社会教育については地域の子どもたちの健全育成を目指して実に多くの団体やグループがボランティア活動をされている。青少対地区委員会、保護者、おやじの会、セーフティ教室、スクールガードなど関係の方々が年間を通して、子どもたちが楽しめる行事や安全に見守れる活動を積極的に行い、子どもたちに温かい眼差しを注いで交流している様子がみられ、学校、家庭、地域の連携が実質的に強化されてきている。

子どもたちを取りまく状況は年々変化し、想定外の事故や犯罪、いじめ、自殺、非行、アレルギー疾患、体罰など、命や健康を損なう場面も突発的に起こりうるものである。そのためには日ごろからマニュアルを確認しつつ、子どもを第一にオープンに迅速に臨機応変に対応できる体制が求められよう。

特別支援教育については、新たに全小学校に推進計画に基づいて特別支援教室が設置されたことを評価したい。特別支援教育は幼稚園、保育園、保健、医療、福祉等の幅広い連携が求められ、また発達障害の子どもも多様化かつ増加しており、第二次東大和市特別支援教育推進計画を策定した実績を踏まえ、今後とも人権尊重教育を広める観点からも教職員の特別支援教育への意識改革や研修の充実を期待したい。

3 子どもの心に残るふるさと・帰属意識の向上を

改訂が予定されている小学校の社会科副教材「わたしたちの東大和」の教育長の巻頭言では、東大和を好きになってほしいこと及び楽しい学習の二つが強調されている。大人が見ても市内の様子がわかり、「一家庭に一冊の保存版」として家庭でも活用してほしい。

文化施設の郷土博物館、(仮称)郷土美術園、旧日立航空機(株)変電所などは、市が積極的にパンフレットを配布していることもあって、子ども連れの市民や小・中学生も利用、見学している様子がみられる。また地域の祭りでは伝統的な獅子舞やお囃子、大和音頭が披露されている。これらは多くの市民の協力・支援によって保存、継承され、将来にわたって子どもの心の拠り所として残り、心の絆やふるさと意識の醸成につながるものであろう。

平成29年度東大和市教育委員会の権限に関する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書の中で感じたことを記述する。

1 基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

いじめへの対応については、経年で地域を巻き込み、小学校、中学校の連携、まさに学校全体、いや東大和市全体で取り組まれているということが報告書から感じ取れた。

「いじめは人として絶対に許されない行為である」という認識が児童・生徒にも浸透し、保護者等にも伝わることで、いじめ根絶に向けた学校・家庭・地域での行動連携へと向かうと考える。

不登校への対策については、市内全小学校・中学校にスクールカウンセラーの配置やソーシャルワーカーの活用、また、欠席受付の方法の工夫等の対策をとられているが、今現在、十分な成果が上がっているとはいえない面もあると思うが、今後も継続して対応することを希望する。

子どもの日々の変化は、その子のことを身近によく知る担任、クラブ担当の先生、学校の中で児童・生徒の一番好きな先生が不登校の初期兆候を把握すると思うので、それらの先生方が子どもたちの話をじっくり聞くことができる環境が必要ではないかと思う。あまりにも書類作りに追われ続ける先生方にゆとりの時間を持てる学校経営を期待する。

2 基本方針2「豊かな個性」と「創造力」の伸長

学力の向上については、いろいろな対策を講じているが、その中でも人的配置として「学年を決めて協力指導員を配置」、また、家庭での学習習慣の定着の観点から「家庭学習の手引きの活用」の配布を実施し、徹底を図っていくことで効果は上向きになると思うので、このまま継続させてほしいと考える。

環境教育については、七小のホタル、九小のトウキョウサンショウウオ、四小の空堀川の活用の取組試行等、郷土博物館職員との連携授業、各学校の特色を生かした取組は素晴らしいものがある。今後さらに環境教育の観点から次のことを取り組まれることを要望する。

東大和市には、市立狭山緑地という他の市区町村にはない立派な里山という財産がある。ここを活用するカリキュラム作りを提案したい。「都市における人と自然のかかわりの変化」2017年3月の講演で曾我昌史東大教授は「自然に親しみ動植物と身近に接している子どもはそれらをとおして学習意欲も高まり、人を愛する心も自然に生まれる。」と、述べている。また、東大和市第2次基本計画（平成29年度～平成38年度）の基本目標4の中に環境教育・環境学習は盛り込まれていることから、市立狭山緑地という素晴らしい里山を使い地域のボランティアとも連携して子どもたちの人間形成に活用してほしい。

3 基本方針3「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実

基本的な教育力と文化・スポーツの充実については、生涯学習の推進、多摩湖塾（ひがしやまと出前講座）、東大和市生涯学習人材バンクなどの主要施策として掲げているが、市民の利用率が低いのが気になる。その原因を調査するとともに、この素晴らしいプランを市民が競って活用するような内容となることを望む。

社会教育活動への支援については、公民館、図書館、郷土博物館の3館とも競うように職員方の素晴らしいプラン作りと新たな取組と活躍には市民として誇らしく、ほかの市区町村に自慢するほどである。また、職員の皆さんが市民とともに活動されるという姿勢には好感がもてる。それらの中で、特に目に付いた公民館事業が、「ここがふるさと東大和の魅力発見・発信し隊」である。市長会の補助金を活用した多摩、島しょわがまち活性化事業助成事業であり3年間の実施とのことだが、その後の活動にも期待している。

図書館関係については、かなりの書籍を購入し蔵書管理やレファレンスでの職員の対応も職員同士が共同して要望に応えるように努力してくださっている。廃棄書籍の選択には苦勞されておられると思うが、是非、東大和市関係のものには注意を払い安易に廃棄処分にしないことを要望する。

また、2階の展示コーナーが市民の団体展示に解放されたことも喜ばしい。

要望として、図書館内の子どもコーナーには、大人の男性が行きにくいという声を耳にする。是非、現場にこの声が届いてほしい。

郷土博物館については、様々な分野から市民向けの講座を企画され多くの参加者が集まっている。実力ある定年退職者、意欲のある市民の方々が活動の場を探している。

公民館、図書館、郷土博物館の3館ともこれらの方々に参加してもらい、共同の社会づくりを目指してほしい。

そして、教育現場も開かれた学校として保護者、定年退職者たちを有効活用されることを期待する。

東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、東大和市教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務（東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）に基づき教育長に委任した事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、毎年度委員会が策定する基本方針に基づく主要な施策（以下「主要施策」という。）とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、点検及び評価を毎年度1回実施するものとする。

2 点検及び評価は、前年度の主要施策の取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題及び今後の方向性を示すものとする。

3 点検及び評価の実施に当たっては、教育に関する学識経験を有する者から意見を聴取するものとする。

(点検及び評価の報告書の作成等)

第4条 委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成するものとする。

2 委員会は、前項に規定する報告書を議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年12月25日から施行する。

平成29年度東大和市教育委員会の権限に属する
事務の管理執行状況の点検及び評価報告書

平成29年10月発行

発行 東大和市教育委員会
編集 学校教育部 教育総務課
〒207-8585
東京都東大和市中心3-930
TEL 042-563-2111(代表)
<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>